

第 6 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年 3 月 16 日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時3分開議

午後0時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予算

議案第62号 平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第66号 平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

議案第93号 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第94号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第96号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第97号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 県民を振り込め詐欺被害から守る条例の制定について

議案第100号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定について

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第21号 熊本県立阿蘇清峰高等学校に食品科の増設及び女子寮の新設を求める請願

請第26号 高校再編統合計画において松島商業高等学校の存続に関する請願

委員会提出議案の審議

県立高等学校再編整備等基本計画の実施に際しての決議（案）

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 県立高等学校の再編整備等について

② 社会科問題作成・実施の経緯及び対応等について

③ 物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告について

④ 第81号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

⑤ 第91号議案熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 中村博生

副委員長 池田和貴

委員 倉重剛

委員 松村昭

委員 早川英明

委員 堤泰宏

委員 氷室雄一郎

委員 濱田大造

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

参事官兼警備第一課長 桐原健良

説明のため出席した者

事務局職員出席者

教育委員会

議事課課長補佐 鹿田俊夫

政務調査課課長補佐 植木野美紀子

教育長 山本隆生

総括教育審議員兼

教育次長 中村和道

午前10時3分開議

総括教育審議員兼

教育次長 新井久徳

○中村博生委員長 それでは、ただいまから第6回文教治安常任委員会を開会いたします。

教育次長 阿南誠一郎

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉村孝

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

福利厚生課長 藤本和夫

高校教育課長 真開純洋

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

義務教育課長 木村勝美

首席教育審議員兼

学校人事課長 由解幸四郎

まず議案について、教育委員会、警察本部の順に執行部の説明を求めたいと思います。

社会教育課長 遠藤洋路

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に着座のまま、よろしくお願いいいたします。

人権同和教育課長 恵濃裕司

文化課長 米岡正治

それでは教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

体育保健課長 八十田宏

首席教育審議員兼

施設課長 児玉邦秋

初めに、山本教育長。

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後藤泰之

○山本教育長 では座らせていただいて、失礼いたします。

警察本部

本部長 横内泉

議案の説明に先立ちまして4点、御報告を申し上げます。

警務部長 茂木陽

生活安全部長 川崎広文

刑事部長 徳永幸三

交通部長 北里幸則

警備部長 吉田親一

首席監察官 古川隆幸

参事官兼警務課長 松本一幹

参事官兼会計課長 吉村郁也

総務課長 吉長立志

まず第1点目、教育振興基本計画でございます。本県の教育振興に関する方策を総合的に取りまとめました初めての計画でありますところの、くまもと「夢への架け橋」教育プランを策定することにつきまして、今定例県議会で御審議いただくために、議案として提出いたしましたところでございます。

参事官（生企・少年） 浦田潔

参事官兼刑事企画課長 池部正剛

参事官兼交通企画課長 新藤俊博

理事官兼交通規制課長 田上隆章

さきの12月定例県議会の当委員会におきましても経過報告をさせていただきましたが、昨年11月25日から12月24日までの30日間、県政パブリック・コメント手続を実施しました

ところ、県民の皆様から641件もの御意見をいただきました。これらの御意見等を踏まえまして計画の一部を見直し、今回、県としてお手元にお届けいたしております別冊のとおり計画案を策定したところでございます。

この計画は、平成21年度からの5年間、本県の教育施策及び教育行政の基本方針となるべきものでありまして、策定の後には本計画を着実に推進していくため、県を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高校再編整備関係でございます。これにつきましては去る2日の文教治安常任委員会におきまして、その状況を御報告させていただいたところでございます。

その翌3日の教育委員会に出願者等の状況報告をいたしまして、前期案件の実施について最終的な判断についての審議を行いました。

平成20、21年度の入学者等の推移を見ましても、再考を促すような大きな状況の変化は見られず、高校段階で求められる教育環境を整備していくためには再編整備は必要との判断のもと、前期実施準備計画に沿って実施することを決定いたしました。

したがいまして、今定例会に提案しております関係予算につきましては、この計画を進めていくための所要の予算でございますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

3点目。物品調達等における不適正な事務処理についてでございます。

教育委員会における物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査(最終報告書)について、一言申し上げたいと思います。

まず、2月20日の決算特別委員会並びに3月2日の本委員会におきまして、今回行いました調査の中間報告を行いました。その直後に県民の方々からのおしかりのお手紙をいただくなど、改めまして事態の大きさを痛感し、重ね重ねおわびを申し上げる次第でございます。

す。

特に、昨年11月に知事部局における不適正な事務処理が判明しました後、とにかく県民の皆様への説明責任をしっかりと果たすことを第1に、速やかに実態調査に取り組み、まずは中間報告という形ではございましたが、御報告をさせていただきました。

最終報告では、中間報告でお示しできなかった再発防止策や職員等の責任についても明示させていただいております。

今後は、今回の再発防止策が絵にかいたもちとならないよう、肝に銘じてまいりたいと思います。

最終報告の詳細につきましては、後ほど教育政策課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に4点目、テスト問題の不適切な出題についてでございます。

このたび、教職員の自主的な研究団体でございます熊本県中学校教育研究会社会科部会が策定いたしました問題に、川辺川ダム建設の賛否を問う問題が出題されました。

本県の状況、また関係しておられる方々への心情を察しましたとき、不適切で配慮に欠ける問題で、まことに遺憾に存ずる次第でございます。

県教育委員会といたしましても、今後こういう事案が再発しないように、事実関係を十分把握し、市町村教育委員会と連携して、適切な教育活動がなされるよう指導を徹底してまいります。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成21年度当初予算につきましては、第57号議案熊本県一般会計予算、第62号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計予算及び第66号議案熊本県育英資金貸与基金特別会計予算におきまして、総額1,595億3,000万円余をお願いいたしているところでございます。

また、済々黌高校管理棟改築工事等の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以下、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、学力の向上につきましては、児童生徒の学力を客観的に把握するための熊本県学力調査や、ゆうチャレンジの問題開発・実施を通しまして、指導上の改善点を明らかにしながら、研修会等を通じて教職員の指導力の向上を図ってまいります。

いじめ不登校につきましては、いじめ・不登校対策検討委員会において、その予防と解消に向けた取り組みのあり方等を検討するとともに、スクールカウンセラーなどの活用を通して教育相談体制の整備を図ってまいります。

高校生の学力向上対策につきましては、地域からのニーズの強い進学について、県立高校13校を重点校として指定・育成し、生徒一人一人の進学の夢を実現させますとともに、大学等への進学率の向上に努めてまいります。

高校生の就職につきましては、昨今の急激な景気の悪化に伴う求人数の減少によりまして、就職内定率が悪化している状況でございます。また、就職内定取り消しや採用条件の変更等の事案も発生しておりますことから、引き続き学校を挙げての求人開拓等の就職指導ができるよう支援してまいります。

特別支援教育につきましては、教育上特別の支援を必要とする子供たちが必要な支援を受けられますよう、引き続き体制の整備や理解啓発、教員等の専門性の向上を図ってまいります。また、知的障害のある児童生徒の増加を踏まえまして、特別支援学校の適正な教育環境を整備するため協議会を設置し、整備計画を策定するなどの取り組みを進めてまいります。

社会教育につきましては、家庭及び地域の教育力向上に向けた取り組みを進めてまいり

ます。

特に、現在策定中のくまもと「夢への架け橋」教育プランにおいて、重点的取り組み事項として位置づけられている家庭教育力の向上に一層努めてまいります。

次に、人権教育につきましては、各学校の管理職や人権教育主任を初め、全教職員の基本的認識の確立と実践的指導力の向上に資するよう、各種人権教育研修の充実に努めてまいります。

あわせまして、人権教育推進資料の作成や社会教育における指導者の育成等を通して、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

全国有数の古代山城である鞠智城の特別史跡の指定に向けての取り組み、国営公園化の推進へとつなげてまいりたいと考えております。

また、昨年、世界遺産国内暫定一覧表入りを果たしました九州・山口の近代化産業遺産群を初め、暫定一覧表入りを逃したものの候補の中では高い評価を得ている阿蘇、さらに長崎の教会群とキリスト教関連遺産への構成資産入りを目指す天草につきましては、いよいよ本格的なスタートの年度と位置づけ、推進してまいります。

そのほか永青文庫展示室における展覧会の開催や、常設される美術品などの調査研究を行ってまいります。

運動部活動につきましては、適正で魅力ある運動部活動のより一層の推進を図りますとともに、運動部活動における教員の負担を軽減するために、小学校運動部活動サポート事業に取り組んでまいります。

学校施設の整備につきましては、済々黌高校を初めとする4校の改築に取り組みますほか、耐震改修事業を計画的に行ってまいります。

このほか緊急雇用対策として、現在、県単独で就職ニーズの高い県立高校にキャリアサ

ポーター15名を配置し、高校生の就職先の確保に努めますとともに、失業者への短期の雇用創出のため埋蔵文化財の発掘調査作業員として35名を増員しておりますが、4月以降も国の補正による基金を活用した対策を継続してまいります。

最後に条例議案でございますけれども、以上、予算案について御説明申し上げましたが、条例議案としまして主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例ほか2議案を提案申し上げます。

詳細につきましては、担当課長からこの後説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

初めに課の説明に先立ちまして、教育委員会全体の予算案の総括的な説明を申し上げます。説明資料1ページをお開きください。

平成21年度当初予算総括表でございます。上段の表、一般会計予算は総額1,579億9,000万円余、骨格予算でありました平成20年度当初予算と比較しましても、21億円余の1.3%の減となっております。

減額の主な要因は、財政再生戦略への取り組みによる歳出削減によるものであります。人件費の割合が高い教育委員会では、大きな減額となっております。

一般会計に2つの特別会計を加えました当初予算総額は、1,595億3,000万円余、対前年比で20億9,000万円余、1.3%の減となります。

それでは、教育政策課の当初予算について御説明申し上げます。2ページをごらんいただきます。

まず教育委員会費1,352万8,000円は、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費となります。

委員の報酬は、財政再建戦略に基づき委員長7%、委員5%を削減しております。

次に、事務局費15億2,899万2,000円は、職員148人の給与のほか、県立学校に校務用パソコン等を段階的に整備する校務情報化推進事業及び当課それから各教育事務所の経常的な運営費でございます。

なお、職員の給与については、全所属共通でございますけれども、職階に応じまして7%から3%を削減しております。

また、教職員人事費5億1,341万円は、教職員等の児童手当、恩給及び退職年金費4億3,093万円は、現在の共済年金制度が始まる以前に退職した教職員及びその遺族に対して支給するものでございます。

以上、24億8,686万円余の予算となっております。

引き続きまして、熊本県教育振興基本計画案について御説明申し上げます。資料は、68ページから72ページになります。

計画のポイントは、69ページの下段の4「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の概要に書いておると思います。そこから説明申し上げます。

まず総論で、家庭教育を中心とした幼児期の教育の推進、生涯を通じて学びその成果を適切に生かす社会の形成、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりの3つの柱を設定し、本計画の理念を、未来を拓くくまもとの人づくりとしました。

この基本理念のもとに、ライフステージ別あるいは項目別に、今後5年間にどのような人づくりや教育を目指すのか、その指針となる基本的目標とその実現に向けての重点的に取り組みむ事項を設定しております。

次に71ページからの各論でございますけれども、71ページの下段になります。生涯学習社会の形成と生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みについて、家庭、地域、学校及び文化やスポーツの項目ごとに将来の目標である目指す姿やその実現に向けた取り組みの方向を設定し、必要に応じて保護者や産業

界の皆様に取り組んでいただきたいことを、呼びかけという形で表現しております。

本計画の内容等につきましては、これまでも御説明しておりますので、本日はパブリックコメントに寄せられた御意見、及び最近の社会状況の変化等を受けて見直しました主な部分についてのみ説明いたします。

初めにパブリックコメントの結果概要でございますが、団体を含む155名の方々から641件の御意見をいただいております。それを内容別に整理しました94件について、振興計画に反映するものと今後の参考意見にとどめるものとに分類しております。これは、資料には特についておりません。

次に、厚手の議案108号をごらんいただきたいと思います。主なところだけ、御説明いたします。

まず、44ページをお開きいただきたいと思います。

専門的な知識・技能の習得というところがございます。ここでは、新たな課題である高校生の就職支援等に関しまして、取り組みの方向の最後に1項目追加しております。

それから、46ページの人権教育の推進でございます。これにつきましては、本文の5行目から、拉致問題について詳しく記載するとともに、取り組みの方向の3つ目の項目を具体的な記述に変更しております。

続きまして、47ページでございます。

道徳教育の充実のところでございます。取り組みの方向に記載しております項目につきまして、研修等を通じた教師の指導力の向上あるいは魅力的な教材の開発等を盛り込んで、より具体的な内容に改めております。

それから右の48ページでございますが、項目名のふるさとを愛する態度の醸成の頭に、「我が国や」ということを追加しております。この語句は、教育基本法の文言を踏襲したものでございますが、計画案にあるすべてのフレーズで追加しております。

少し飛びまして、64ページをお開きいただきたいと思います。

男女共同参画教育の推進のところでございますが、ここでは、目指すべき姿を「子どもたちが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を十分に発揮できている」とするとともに、取り組みの方法の4つ目でございますけれども、「家庭科や道徳の時間などを通じて、家族で協力し、より充実した家庭教育を築くことの大切さを教えていきます」、これを追加しております。

それから、かなり飛びまして88ページでございます。

ここは安全対策の充実のところでございますけれども、新たな重要課題でございます新型コロナウイルス対策としまして、取り組みの方向の一番下でございます、「学校における予防と被害の拡大防止に向けた体制整備」というのを追加しております。

以上で、教育振興基本計画の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

事務局費でございますが、348万4,000円をお願いいたしております。これは課の運営費及び事務局職員の定期健康診断に要する経費でございます。

教職員人事費でございますが、2億4,319万2,000円をお願いいたしております。

内訳としましては、まず教職員住宅建設事業費でございますが、平成14年度以降新規に建設はしてありませんが、平成8年度から平成13年度までに建設した教職員住宅に係る公立学校共済組合の償還金等及び平成21年度に廃止を予定しております教職員住宅の解体に要する経費でございます。

次に教職員住宅等管理費は、教職員住宅の維持、修繕に要する経費でございます。

最後に、教職員福利厚生事業費でございますが、教職員の福利厚生に関する事業を計画し実施するものでございまして、事業内容としましては、人間ドックを中心とした教職員の健診事業等に要する経費でございます。

以上、総額2億4,667万6,000円でございます。

よろしく御審議のほどを、お願いいたします。

○真開高校教育課長 高校教育課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般会計予算について、主なものを御説明申し上げます。

事務局費は4,275万4,000円をお願いしております。資料右端の説明欄の事務局運営費等のうち、(2)の県立高等学校教育整備推進事業は、中期実施準備計画の策定や募集定員対策などの再編整備の推進等に要する経費でございます。

(3)の県立特別支援学校教育整備推進事業は、特別支援学校における児童生徒増加への対応等喫緊の課題を解決する必要があり、適正な教育環境の整備に向けたあり方検討を行うための協議会の設置運営に要する経費でございます。

次に、教育指導費は、3億1,035万5,000円をお願いしております。資料の5ページをお願いいたします。

資料右端の説明欄の(5)の地域重点校育成推進事業は、地域から特に進学に対するニーズが高い学校を指定して育成し、生徒1人1人の進学の実現を図り、またそのノウハウを県全体へ波及させ、指導力の向上を図るための経費でございます。

(6)のキャリア教育推進事業は、インターンシップやデュアルシステム等を通して、生徒に望ましい勤労観、職業観、実地的な知識技能を身につけさせ、社会に貢献する能力や態度を育成するための経費でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

資料右端の説明欄の4の(2)にあります、がんばる高校生県表彰事業につきましては、県立学校において学業、スポーツ、文化活動などさまざまな分野でがんばる高校生を表彰し、研修旅行等を実施するための経費でございます。

資料7ページをお願いいたします。

学校建設費の8億1,811万8,000円は、宇土高校及び八代高校への併設型中高一貫教育導入に伴い、必要な技術家庭棟や体育館技術棟などの施設整備費及び平成22年4月開校予定の上天草新校実習棟の施設整備費でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金3,897万6,000円は、県立高等学校実習資金特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は14億3,517万円をお願いしております。

続きまして、特別会計について御説明いたします。資料の9ページをお願いいたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。農業高等学校費の1億7,002万6,000円は、農業関係高等学校12校の実習運営に関する経費でございます。

水産高等学校費の6,625万3,000円は、苓洋高等学校における実習船及び校内実習の運営費でございます。

次に、熊本県育英資金貸与基金特別会計でございます。

育英資金貸与金の13億738万3,000円は、高校生、大学生等を対象とした育英資金の貸与等の経費でございます。

今回、経済的理由により大学への就学が困難な方の学ぶ機会を確保するため、大学貸与の新規の採用枠を30人から50人に拡大をお願いしております。

以上、特別会計につきましては15億4,366万2,000円をお願いしております。

一般会計及び特別会計の総額は、29億7,883万2,000円でございます。

最後に、資料の25ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為の設定につきまして、2項目の設定をお願いしております。

1項目目は、併設型中高一貫教育導入に伴う施設整備につきまして、平成22年度にかけて整備を行うため、限度額3億3,705万5,000円の設定をお願いしております。

2項目目は、育英資金管理システム用のパソコン等を賃貸借契約の更新を平成26年度までの期間行うため、限度額371万2,000円の設定をお願いしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の10ページから12ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費2億3,964万5,000円、教育センター費6,153万9,000円及び保健体育総務費474万4,000円、総額3億592万8,000円をお願いしております。

10ページの資料見出しの説明欄をください。主なものについて御説明させていただきます。

まず、1の指導行政事務費でございます。指導行政事務費は、教育事務所等の学校への指導訪問や各種連絡会議等の開催に要する経費でございます。

次に、2の学校教育指導費でございますが、(1)の環境教育推進事業は、環境再生と立ち上がる水俣の姿を現地における体験を通して学習することもエコセミナー及び環境保全活動の定着を図るための学校版環境ISOコンクールに要する経費でございます。

(7)の学力向上対策事業は、教員の指導力向上のための研修に要する経費及び児童生徒

の学力の状況を客観的に把握できる評価問題の開発や調査の実施等を通して、教員の指導方法の工夫改善を推進し、児童生徒の学力向上を図るために要する経費でございます。

11ページをお願いいたします。

3の教員研修費でございますが、(4)の指導改善研修事業は、指導が不適切な教諭等の指導力を回復し学校へ復帰させるため、教育センターで原則1年間の集中した研修を行うための経費でございます。

4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校の解消及び未然防止のため、いじめ・不登校対策検討委員会の設置、及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制等の整備に要する経費でございます。

続きまして、12ページの教育センター費でございます。

これは県立教育センターの光熱水費等の管理運営費、及びセンターにおいて実施する研修事業、情報教育のための機器のリースに要する経費等でございます。

最後に、保健体育総務費でございます。

(1)の食育推進事業は、食育推進のための指導者の養成研修や、指定校等による研究及び実践発表会を実施するために要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

本課の予算の主なものは、教職員の退職手当を含みます人件費、また県立学校の運営費でございます。

まず、事務局費3億2,249万7,000円でございますけれども、教育委員会事務局職員の退職手当でございます。

次に、教職員人事費115億2,508万2,000円は、説明欄の1にございますように、大部分が教職員の退職手当でございます。

また、説明欄の6でございます。「夢への架け橋」教育支援事業、これは新規事業といたしまして6,528万3,000円をお願いしております。この事業につきまして、簡単に説明させていただきます。

退職教員等を活用いたしまして、教員と子どもの向き合う環境づくりを行いまして、学力向上や教員の負担軽減を図るものでございます。3つの事業で構成してございます。

1つが、教育サポート事業でございます。この事業は、希望する小中学校に非常勤講師を配置いたしまして、学校に出てきてもなかなか教室に入れずに、保健室に閉じこもっておったり、また休みがちな生徒に対しまして個別的に学習指導を行ったり、あるいは小学校3年生を対象にいたしまして、算数の授業強化等を行うものでございます。

また、あわせまして特別支援学校におきまして、非常勤の介助員を配置いたしまして、重複学級あるいは重度の児童生徒に対しまして、学習指導や生活指導を行うものでございます。

次の2つ目でございます、地域教育力を活用した学習向上アドバイザー事業でございます。学習向上アドバイザーを放課後子ども教室等に派遣いたしまして、地域の教育力を活用いたしまして、授業以外での学習指導を行うものでございます。

3つ目でございます、家庭教育支援員配置事業でございます。これは家庭教育支援員を希望いたします小中学校に配置いたしまして、保護者に対して家庭教育にかかる情報や学習機会を提供するとともに、家庭や教員からの相談対応等を実施いたしまして、家庭教育力を向上させるものでございます。

次に、教職員費612億6,904万円でございます。小学校の教職員の給与費及び旅費でござ

います。

次の教職員費344億2,593万7,000円は、中学校の教職員の給与費及び旅費でございます。

14ページをお願いいたします。

高等学校総務費273億8,263万8,000円につきましては、高等学校の教職員に係る給与費また非常勤講師に係ります報酬等の学校運営費でございます。

次の全日制高等学校管理費17億823万3,000円、また次の定時制高等学校管理費3,126万9,000円、またその下の通信教育661万7,000円につきましては、それぞれの学校の光熱水費や施設維持管理費等の運営費及び教職員旅費でございます。

次に、特別支援学校費85億1,443万7,000円でございます。主なものは、説明欄の1の特別支援学校の教職員の給与費でございます。

また、3の就学奨励費でございますけれども、特別支援学校に通います児童生徒を持つ保護者の経済的な負担軽減を図るための経費でございます。

以上、総額1,451億8,575万円の予算をお願いしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして27ページをお願いいたします。

議案第93号学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、学校保健法等の一部を改正する法律の中で、学校給食法第5条の2が第6条に改められたことに伴いまして、同条を引用しております2の内容でございます(1)熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例、及び(2)熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の関係規定を整理し、あわせましてその他文章の文言の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成21年4月1日、文言の

整理につきましては公布の日としておるところでございます。

続きまして、資料の31ページをお願いいたします。

議案第94号熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、県立学校職員及び市町村立学校職員の教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当の見直し等に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の内容でございますけれども、(1)義務教育等教員特別手当につきましては、国におきまして教員給与の一部見直しの一環といたしまして、手当額が給与の3.8%相当分から3.0%相当分に引き下げられたことに伴いまして、本県でも手当額を引き下げる必要が生じたものでございます。具体的には、最高額の2万200円を1万5,900円に引き下げることとしております。

次の(2)教員特殊業務手当についてでございます。非常災害時等の緊急業務、また修学旅行等の引率指導業務、また週休日等に行われます部活動指導業務等に従事した教員に支給されます手当の1つでございますけれども、国において手当額をこれまでの倍額とする見直しが行われております。本県でもそれに対応いたしまして、各業務におきます手当の額を、この表にありますとおり引き上げることとしておるところでございます。

その他、文言の整理を行うこととしております。

なお、施行日は平成21年4月1日、また文言の整理につきましては公布の日としております。

続きまして、資料の37ページをお願いいたします。

議案第95号主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてござい

ます。主幹教諭とは、学校におきます組織運営体制や指導体制の確立を図るため、学校教育法の改正によりまして副校長及び指導教諭とともに設けられた新たな職でございます。

主幹教諭の職務内容といたしまして、校長、教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育をつかさどることとされておるところでございます。

昨年の12月の教育委員会におきまして、平成21年度から16名の主幹教諭を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に設置することが決定されたところでございます。この主幹教諭の設置に伴いまして、2の内容の(1)熊本県立学校職員の給与に関する条例、また(2)熊本市町村立学校職員の給与に関する条例及び(3)熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の3つの条例におきまして関係規定を整備する必要がございます。

主な内容といたしましては、次の38ページをごらんいただけますでしょうか。

この表は、県立学校職員の給与表でございますが、このページの下にございます表で左側が現行の給料表、右側が改正後の給料表でございます。

改正後の給料表のように、給料表の2級、これが一般教諭に適用されます給料表、また3級、教頭に適用されます給料表でございますけれども、この2級と3級の間に新たに主幹教諭の職務の給料といたしまして、特2級を設けることとしております。

その他、この3つの条例におきまして、主幹教諭に係る文言の整理を行うこととしております。

なお、施行日は平成21年4月1日としておるところでございます。

以上が、今議会で提案しております議案の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。資料は15ページと16ページでございます。

社会教育総務費及び図書館費で、合計12億4,318万7,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

資料の15ページ、社会教育総務費でございます。

右側の説明欄の2、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業は、各家庭に対して行う家庭教育に関する学習機会、情報、相談機会の提供等に要する経費でございます。

(4)の放課後子ども教室推進事業は、小学校において放課後や週末に学習活動やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施する市町村に対する経費の補助や、県が実施する指導者研修事業に要する経費であり、国と県の補助事業でございます。

(5)の学校支援地域本部事業は、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するために行う、学校と地域を結ぶコーディネーターの配置等に要する経費であり、全額、国庫の委託事業でございます。

4の社会教育諸費の(1)青少年教育施設管理運営費は、4つの県立青少年教育施設の指定管理者制度導入に伴う施設管理運営の委託経費でございます。

16ページをお願いします。

図書館費でございます。

図書館費の主なものは、県立図書館の職員の給与費及び図書館の管理運営費等でございます。

また、下にございます青年の家費及び少年自然の家費につきましては、前年度まで青少年教育施設の管理運営費を計上しておりましたが、今回は指定管理者への委託経費として、社会教育総務費へ計上が行ったため、本年度の予算はございません。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。資料の17ページをお願いいたします。

まず、教育指導費844万円は、学校教育指導費としまして人権教育管理費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業費並びに研究指定校推進事業費等、学校における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、教育振興費3,002万8,000円は、高等学校等進学奨励事業費として、地域改善対策に伴います就学資金借入者からの返済に伴います国庫補助相当分への国への償還金と就学資金の返還事務に要する経費でございます。

次に、社会教育総務費1,762万6,000円は、人権教育振興費としまして啓発資料作成、社会教育関係団体の事業費補助、人権フェスティバル事業の運営と各種啓発事業の実施、また市町村の地域人権教育指導員や行政担当者を対象としました研修事業の社会教育におきます人権教育推進に要する経費でございます。

以上、人権同和教育課の当初予算の合計額は、5,609万4,000円でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○米岡文化課長 文化課でございます。資料は18ページでございます。

文化費10億6,297万円をお願いしております。

説明欄の主なものについて御説明いたします。

3の文化財調査費の主なものは、国などの公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査に要する経費でございます。

この経費は、事業主である国等が全額負担しております。

次に4の文化財保存管理費のうちの主なものは、(1)世界文化遺産登録推進事業ですが、

阿蘇を初めといたします世界文化遺産候補の登録推進に要する経費でございます。

また、19ページでございますが、19ページの(6)文化財収蔵庫管理は、昨年、城南町に移転いたしました文化財収蔵庫の改修費と、これまで文化財収蔵庫として利用しておりました渡鹿、月出でございます建物の解体に要する経費でございます。

そのほか(7)、(8)が県立装飾古墳館に係ります管理運営費、調査活動費でございます。

(9)が国指定史跡鞠智城の管理運営費、発掘調査及び利用者の利便性の向上を図るための公園整備費などでございます。

次に、美術館費4億2,101万4,000円をお願いしております。主なものは、2の管理運営等に要する経費のほか、20ページの4の展覧会事業費は、美術館本館における企画展、地元報道機関等の共催展及び学校での巡回展を開催する経費でございます。

最後に、5の永青文庫推進事業費は、永青文庫展示室におきます展覧会の開催や、常設展示に活用していく美術品などの調査研究や修復などに要する経費でございます。

以上、文化課分は総額14億8,398万4,000円でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。資料は、21ページから22ページでございます。

説明欄の主なものについて御説明いたします。

まず、保健体育総務費として4億9,147万円をお願いしております。

2の学校保健給食振興費のうち、(1)の保健管理・指導事業は、日本スポーツ振興センター事業に係る災害共済給付金や県立学校の学校医等に対する報酬に要する経費でございます。

次に、体育振興費として3億137万8,000円

をお願いしております。主なものは、1の学校体育振興費のうち(2)の学校体育関係団体育成事業は、全国高等学校総合体育大会等への選手派遣に要する経費でございます。

2の社会体育振興費のうち(2)の社会体育振興に関しましては、県民体育祭開催の補助金や国体及び九州ブロック大会の選手団派遣に要する経費でございます。

(3)の競技スポーツ振興に関しては、国体を初めとする各種大会に向けた競技力の維持強化等に要する経費でございます。

なお体育振興では、ほかに小学校運動部活動サポート事業など、退職教職員を含む地域スポーツ人材活用事業に取り組むことしております。

最後に、体育施設費として10億7,896万6,000円をお願いしております。

1の県営体育施設管理費は、県民総合運動公園等6つの県営体育施設の管理運営に要する経費で、ほとんどが指定管理の委託料でございます。

2の県営体育施設整備費は、県立総合体育館の消防用設備の整備に要する経費でございます。

以上、総額18億7,181万4,000円をお願いしております。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○児玉施設課長 施設課でございます。資料は23ページでございます。

歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

事務局費でございますが、市町村立学校施設整備事業の指導監督事務費としまして、511万1,000円をお願いしております。

全日制高等学校管理費でございますが、県立学校61校の施設の維持管理に要する経費としまして2億3,426万3,000円をお願いしております。

学校建設費でございますが、県立高等学校

の施設整備などに要する経費としまして、30億321万1,000円をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、2の校舎新・増改築事業は、済々黌高校の管理棟改築工事、熊本商業高校の校舎南棟改築工事及び既存教室等解体工事、翔陽高校教室棟改築の基本及び実施設計、球磨工業高校管理棟改築工事の基本構想に要する経費でございます。

次に、24ページをお願いします。

4のその他施設整備事業は、県立高等学校校舎などの改修に要する経費でございます。

5の耐震改修事業及び6の耐震診断事業は、県立高等学校施設の耐震改修工事及び耐震診断に要する経費でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、県立盲・ろう・養護学校16校の施設整備、維持管理及び耐震改修並びに耐震診断に要する経費として、4億3,207万6,000円をお願いしております。

以上、総額は36億7,491万1,000円でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

資料の26ページをお願いいたします。

済々黌高校の管理棟改築工事、熊本商業高校の既存教室等解体工事、翔陽高校教室等改築事業の基本及び実施設計につきましては、平成21年度、22年度の2カ年での事業執行を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○中村博生委員長 それでは続きまして、警察本部の方から説明をお願いいたします。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 それでは、着座のまま説明させていただきます。

中村委員長を初め委員の皆様方には、この

1年間、警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただき、まことにありがとうございました。県警察を代表し、衷心よりお礼申し上げます。

まず、提出議案の説明に先立ち、先週末に報道されました御船警察署員による酒気帯び運転事案の発生につきまして、本席をおかりして、委員の皆様並びに県民の皆様にご心よりおわびを申し上げます。

全国的に飲酒運転追放の機運が高まり、県民を挙げて飲酒運転撲滅に取り組んでいる中、その中核として取り締まりを行う警察官がこのような事案を発生させたことは、まことに痛恨の極みであります。

今回の発生を受け、緊急の部長会議及びブロック署長会議を開催し、飲酒に起因する非違事案防止対策の徹底について指示を行ったところでありますが、今後は警察本部に職員の身上指導を強化するための新たな職である人事管理官を設置するなど、組織を挙げて非違事案防止に努めてまいり所存でありますので、委員の皆様には御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に移らせていただきますが、今議会に提出しております警察関係議案は、予算関係が1議案、条例関係が5議案の、計6議案であります。

まず予算関係についてであります。第57号議案平成21年度熊本県一般会計予算、これは平成21年度の当初予算として、警察費総額401億5,974万円余をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明申し上げますが、主なものを申し上げますと、警察と地域のボランティアが連携・協働して犯罪抑止活動などに当たる地域連携モデル事業を熊本市以外の地区に拡大するため、その担い手であります交番相談員を増員するもの、高齢者や子供の交通事故防止を図るため、スタントマンを活用し事故現場

を再現するなど、実体験的な講習等を実施するもの、今後発生懸念される新型インフルエンザ対策として、12月補正で1次的に整備しました感染症防護対策キットの追加整備等を図るもの、捜査経験豊富な退職警察官を非常勤職員として任用し、実務を通じて若手警察官への捜査技能等の伝承を図るため、捜査実務指導伝承官を増員するもの、現熊本東警察署庁舎の移転・新築にあわせ、本部集中留置施設、本部道場及び機動捜査隊を併設した熊本市東部地区における治安拠点となる複合施設を整備するべく、その基本設計及び地質調査を委託するものなどがあります。

このほか、本委員会での報告事項ではございませんが、今回、緊急雇用創出基金を活用して、警察関係では犯罪抑止のため、繁華街等のパトロール活動や振り込め詐欺防止に向けたATM警戒等を民間に委託するセーフティパトロール委託事業、新たに雇用する高齢者等交通安全教育・防犯広報啓発支援要員が高齢者世帯を戸別訪問し、振り込め詐欺被害や交通事故防止の広報啓発を図る、高齢者等を対象とした交通安全教育・防犯広報啓発支援事業などを実施することについて、経済常任委員会において報告がなされていることを申し添えさせていただきます。

昨年、刑法犯の認知件数や交通事故による死傷者数が大きく減少したことにつきましては、さきの当委員会において御報告したところですが、本年に入ってタクシーや郵便局等を対象とした強盗事件が相次いで発生しているほか、交通死亡事故や振り込め詐欺も増加傾向にあり、現下の経済不況、雇用不安等が治安に与える影響等を考えますと、これまで順調に改善してきた本県の治安が再び悪化に転ずることも懸念されるところであります。

このため、県警察としましては、治安のさらなる改善に向け、平成21年度においても組織を挙げた治安対策を強力に推進し、県民の

期待と信頼にこたえてまいりたいと考えておりますので、委員長初め委員の皆様方におかれましては、今後とも警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、条例関係について申し上げます。

第96号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定、これは熊本市の住居表示整備事業による町名変更に伴い熊本北警察署の管轄区域の表記の一部を改めるもの、第97号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定、これは本県警察官が12人増員されることから、熊本県警察職員の定数等を改めるもの、第98号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定、これは感染症の取り扱いや作業の特殊性に応じた警察職員の特殊勤務手当の新設、見直しに伴い関係規定を整備するもの、第99号議案県民を振り込め詐欺被害から守る条例の制定、これは平成20年中の振り込め詐欺による被害が約2億3,200万円に上るなど、県民に身近な犯罪として著しい脅威を与えている現状にかんがみ、被害から県民を守るために、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県民総ぐるみで被害防止に取り組むため、新たに条例を制定するもの、第100号議案熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定、これは犯罪者予防更正法の廃止等に伴い、これを引用している関係規定等を整備するものであります。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、総務常任委員会でご審議いただいておりますところの熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定概要、熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定概要につきましても、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最後に、物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査の最終報告について一言申し上げます。

本調査につきましては、これまで外部調査委員会の御指導のもと、知事部局と同様に調査を進めてまいりましたが、さきの当委員会で御報告をさせていただきましたとおり、県警察におきましては平成15年度における差しかえに該当する事案が1件確認されました。

今後は、本件を反省教訓としつつ、外部調査委員会の御指導のもと取りまとめられました再発防止策に沿った施策の履行に努めてまいりますとともに、警察本部会計監査室による監査や、職員に対する会計事務指導等を強化し、会計経理の一層の適正確保に努めてまいります。

なお、最終報告の詳細につきましては、後ほど担当課長から御報告させていただきます。

以上であります。

○吉村会計課長 それでは私の方から、警察本部の予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

第57号議案平成21年度熊本県一般会計予算の警察費につきましては、まず、お手元の資料6ページをごらんください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警察費総額401億5,974万1,000円をお願いしております。総額で、前年比約23億円の減額となっておりますが、これは職員給与削減等に伴う人件費の減額、約13億円、水俣警察署の整備終了に伴う減額、約6億円等が主な要因となっております。

それでは資料1ページに戻っていただきまして、内容について御説明いたします。

まず、公安委員会会費総額729万3,000円は、公安委員会の報酬及び公安委員の運営に必要な経費でございますが、委員報酬の削減により減額となっております。

次に、警察本部費総額341億3,446万8,000円は、職員の給与、警察業務の管理等に必要な経費でございます。

順次、主要な項目について御説明させていただきます。

説明欄3の警察一般管理費のうち(18)の警察統合OA整備費は、既設機器の維持管理費等、警察行政のOAシステム化を図るための経費でございます。

2ページに移ります。

装備費総額4億8,489万3,000円は、県警保有の車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理、資機材の整備及び各種警備活動に必要な経費でございます。

説明欄の警察装備品維持管理費のうち(7)の災害等緊急事態対策の強化は、新型インフルエンザ対策に要する経費1,425万2,000円です。

新型インフルエンザに対する県警の危機管理体制強化の観点から、感染症防護対策キット、検死従事者用防護服、遺体収納袋、緊急事態対策用生活キットを整備するための経費でございます。

次に、警察施設費総額7億5,184万9,000円は、警察施設の整備及び維持管理に要する経費でございます。

説明欄の2の警察施設整備費のうち(6)の新熊本東警察署庁舎等整備事業は、現熊本東警察署庁舎の老朽化、狭隘化、耐震強度不足から移転新築を行うとともに、本部集中留置施設、警察本部道場及び機動捜査隊を併設することで治安基盤の強化を図り、あわせて熊本市内における防災拠点としての機能を有する複合施設を整備するための事業であります。

平成21年度当初予算において、整備に向けた基本設計委託及び地質調査に必要な経費をお願いしています。

建設予定地は、現熊本東警察署の北側に位置します熊本土木事務所駐車場及び保健学院

跡地を予定しております。

3 ページに移ります。

運転免許費総額10億9,768万3,000円は、運転免許業務に必要な経費でございます。

次に、恩給及び退職年金費総額1億1,889万4,000円は、昭和37年11月30日以前に退職しました警察職員及びその遺族に対して支給する恩給及び扶助料でございます。

4 ページに移ります。

警察活動費総額35億6,466万1,000円は、一般警察、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察の運営に必要な経費でございます。

説明欄1の一般警察運営費のうち(4)の犯罪被害者支援活動の推進につきましては、犯罪被害者及びその家族等の被害回復及び2次の被害防止を図るため、各種施策の充実強化、民間被害者支援団体の育成支援など総合的な対策を推進し、被害者等を支援する社会環境の醸成を図るための経費でございます。

説明欄2の生活安全警察運営費のうち(6)の安全で安心なまちづくり事業費は、防犯ボランティアへの物的支援等を強化し、自主防犯活動を活性化させることで犯罪の未然防止を図るとともに、県民の自主防犯意識を高め、犯罪の起きにくい社会環境を醸成し、安全で安心なまちづくりを実現するための経費でございます。

(12)の高齢者生活安全対策事業は、高齢者の関与する交通死傷事故の防止を図り、高齢者が住みやすい環境を構築し、「長寿安心くまもと」の実現に向けた交通安全教育に要する経費でございます。

5 ページに移ります。

説明欄3の地域警察運営費のうち(2)の交番、駐在所の機能強化は、交番相談員の任用等により交番、駐在所機能の充実強化を図るとともに、地域警察官によるパトロール活動等の時間を確保し、県民が安心して暮らせる安全な社会を確立するための経費でございます。

本事業に関連しまして、平成20年4月から警察と防犯ボランティアが連携協働して、犯罪や交通事故の未然防止を図る地域連携モデル事業を推進しており、その担い手として交番相談員を活用しているところでございます。

平成20年度におきましては、刑法犯認知件数の減少などの成果が上がっておりますことから、平成21年度は8地区を指定し本格的に運用することとしております。

説明欄4の刑事警察運営費のうち(6)の捜査基盤の強化は、捜査実務指導伝承官の任用等に要する経費でございます。ベテラン警察官の大量退職によります現場執行力の低下が懸念されておりますが、若手警察官の早期育成が重要な課題となっております。

そこで、捜査経験豊富な退職警察官を捜査実務指導伝承官として非常勤職員で採用し、通常業務を通じて捜査技能等の伝承を図るための経費で、平成21年度は5人増員し9人体制で運用することとしております。

6 ページに移ります。

説明欄5の交通警察運営費のうち(4)の自転車事故防止総合対策事業は、自転車利用者の安全意識啓発と自転車の安全利用の促進を図るものでございます。

具体的には、交通安全教室をより効果的に実施するために、小学生に対して子ども自転車運転免許証、高齢者に対して反射材を使用した自転車用高齢者マークを配布するなどの経費でございます。

説明欄6の交通安全施設費11億474万円は、信号機の新設、道路標識の更新など、安全で円滑な交通環境を確立するため、交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。

7 ページに移ります。

債務負担行為につきましては、事項欄にありますとおり新熊本東警察署庁舎等整備事業の実施設計費として6,070万6,000円の限度額設定をお願いしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○松本警務課長 警務課でございます。警察本部警務課から提案しております3つの条例案について御説明いたします。資料の8ページをお願いいたします。

1つは第96号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本市の住居表示整備事業に伴いまして、本年2月23日をもちまして徳王町の一部、池田3丁目の一部等の町名が変更されまして、徳王1丁目及び徳王2丁目为新設されることから、同地域を管轄する熊本北警察署の管轄区域の表記を改正するものであります。なお、本改正は管轄区域の表記の変更であり、管轄区域そのものを変更するものではありません。施行日は、公布の日を予定しております。

次に、資料の11ページをお願いいたします。

2つ目は、第97号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例であります。

平成21年度の地方警察官の増員につきましては、警察庁におきまして合計959人の増員要求が行われておりましたが、昨年12月、平成21年度政府予算案に盛り込まれることが閣議決定されまして、本県には県議会の御理解・御支援のもと、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化、及び一層緻密かつ適正な死体取り扱い業務を推進するための体制強化のため、合計12人の配分が決定されたところであります。

今回の改正は、この増員配分を受けまして、警察官の定数条例を3,030人から3,042人に改めるもので、増員後の階級別定数は、巡査部長を含め警部補が7人増で、1,763人を1,770人、巡査が5人増で922人を927人となります。なお、施行日は4月1日を予定しております。

最後に、資料の14ページをお願いいたしま

す。

3つ目は、第98号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正の内容は2点で、まず1点目は、感染症取り扱いにかかわる改正であります。これは結核等に感染した被留置者の看守護送作業は看守発病のおそれがあるため極めて危険であるため、通常は看守作業が1日につき240円、護送作業が1日につき200円であるものを、感染症被留置者の取り扱いの場合は、それぞれ290円に増額するものであります。

次に2点目は、作業の特殊性に応じた改正であります。無線自動車運転作業、交通捜査作業、交通整理作業、白バイ運転作業について、作業の特殊性に応じて手当の額を改正することに伴い、関係規定を整備するものでありまして、国の地方財政計画に準じて改正するものであります。施行日は、4月1日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○浦田生活安全企画課長 生活安全企画課でございます。

まず最初に、警察本部生活安全企画課から提案しております、県民を振り込め詐欺被害から守る条例案について御説明申し上げます。

資料の21ページをお願いいたします。

まず、策定の背景について申し上げます。振り込め詐欺は、平成10年夏ごろから急激に全国に広がり始め、熊本県内でも昨年229件、約2億3,200万円の被害が確認され、被害額は前年に比べ約7,800万円の増加となっております。

県警察におきましては、振り込め詐欺撲滅のため組織を挙げて取り組んでまいりましたが、犯行グループは巧妙に手口を変えながら犯行を繰り返しており、本年2月にはおれお

れ詐欺が急増するなど、今後も新たな犯行の発生が懸念されるところでございます。

このような情勢を踏まえまして、振り込め詐欺撲滅のためには、警察を含む県、県民、事業者等が一体となって取り組む必要性があることから、パブリック・コメントにおきまして県民の皆様及び金融機関等事業者の方々の御意見を踏まえ、本条例を策定したところでございます。

条例は15条から成っております。振り込め詐欺の定義を定めておりますほか、県、県民及び事業者それぞれの責任を明確にするとともに、市町村との連携、県民等との自主的な活動の支援、あるいは警察本部長による情報提供等について規定してあります。

条例案の概要でございますが、わかりやすいように別途配付しております。県民を振り込め詐欺被害から守る条例案の概要と記載したポンチ絵で御説明いたします。

県、県民、事業者の責務は四角で囲んだ中に記載しておりますが、県は振り込め詐欺被害の防止に関する施策を総合的に推進するほか、県民は本人や親族が振り込め詐欺被害に遭わないように進めることや、県が実施する被害防止の取り組みに協力するよう努めること等でございます。

事業者につきましては、被害防止に関心と理解を深めていただき、県の取り組みに協力するよう努めることとしております。

また、振り込め詐欺の現金振り込みや犯人グループの引き出しがATMにおいて敢行されておることにかんがみまして、ATM利用時の留意事項を定めております。絵の左下のところでございます。

4つ挙げておりますが、振り込まれた現金を犯人グループがATMから引き出す場合は、出し子と言われる者が帽子、サングラス等によって変装して操作している現状に着目しまして、ATM利用時には正当な理由がある場合を除き、変装等をしないことや携帯電

話等を使用しながらATMを操作しないこと等の留意事項を規定してあります。

また、県民及び事業者は、自分や親族に振り込め詐欺の疑いのある不審な電話、郵便物、こういうのを受けた場合や、被害の主な場所であります金融機関等のATMや窓口などで慌てて振り込もうとしている高齢者など、被害に遭いかけていると思われる方、振り込め詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見した場合の警察官への通報等を規定してあります。絵では、まん中付近の雲のような中に記載しておりますほか、矢印で示しております。

なお、この条例の運用に当たりましては、県民及び本県滞在者の方々の自由や権利を不当に制限することがないように、第14条で留意事項を定めてあります。条例が制定されましたなら、県警察では知事部局を初め各市町村、関係事業者と連携協働して県民への広報啓発による条例の周知徹底を図るとともに、振り込め詐欺被害防止に向けた協議会の結成、撲滅フォーラムの開催など、振り込め詐欺撲滅に向けた各種施策を一層強力に推進してまいり所存でございます。なお、施行日は4月1日を予定しております。

次に、資料26ページをお願いいたします。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

28ページの新旧対照表をごらんください。

改正を行います同条例の第9条につきましては、ソーブランド等の店舗型性風俗特殊営業等の営業禁止区域を保護対象施設の周囲20メートル以内と規定したものでありまして、その保護対象の1つである保護観察所の設置根拠が、犯罪者予防更正法から更正保護法に改められたことと、同じく保護対象施設である阿蘇の青年の家が青少年交流の家に名前が改められるとともに、その設置根拠が文部科学省組織令から独立行政法人国立青少年教育

振興機構法に変更されたことに伴いまして、関係規定を整理するものであります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定により設置された熊本県立あしきた青少年の家も、4号に規定する少年自然の家及び青年の家に含まれるものと解釈して運用してまいりましたが、今後、疑義を生じさせないためにも、青少年の家の語句を追加して明示することにしたものであります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○濱田大造委員 義務教育課にお尋ねいたします。

11ページなんですけど、学校の先生を研修するという予算がついているんですけども、今、研修を受けないと、ちょっとおかしな話と思うんですけども、研修を受けざるを得ない先生というのは、県内で何人ぐらいいるんですか。

○木村義務教育課長 研修を受けることが必要というのは、指導が不適切な先生に対する研修という意味ですか。

これは一応、現在のところは教育センターで受けている人は4名でございます。

○濱田大造委員 普通、民間でしたら、やる気のない人はやめていくしかないんですけども、この辺、適正にお願いします。

○氷室雄一郎委員 学校人事課なんですけど、この新規事業の「夢への架け橋」教育支援事業という、これは緊急雇用の分と関係ございましたか。

○由解学校人事課長 緊急雇用対策とは関係ない事業でございます。

○氷室雄一郎委員 これは教育委員会の人事課が積み上げられてきての部分じゃなくて、知事が夢戦略の一環としてこれをやるということで、こういうふうに決まったんじゃないかと記憶しているんですが、どうなんですか。

○由解学校人事課長 基本的には学校人事課と関係課の方で事業を組み立てまして、その事業を、知事が申しております、くまもと夢づくり推進枠の、その条件の枠の中で要求したということでございます。教育委員会の方でこういう事業を組み立てて、学校人事課で要求したということでございます。

○氷室雄一郎委員 6,500万とかなり高額なんですけど、これは期間限定で考えておられるんですか。

○由解学校人事課長 この新規事業の1つ目の教育サポート事業でございますけれども、これにつきましては1年間を通して学校等に非常勤講師等を配置したいというところで考えているところでございます。

また、下の地域学習向上アドバイザーとかあるいは家庭教育支援員、これについては部分的な期間というものがあるところでございます。一部は短期間的なものがあるところでございます。

○氷室雄一郎委員 こういう財政状況の中で、これだけのものを積み上げられておるわけですから、知事の夢を実現するという意向もかなり反映されておると思うんですが、費用対効果の面から見れば非常に難しい一面を抱えているんじゃないかと思っておりますので、その辺につきましてはこれだけの部分で取り組

んでいかれるという意欲はわかるわけですが、効果があられますようにしっかり取り組みをお願いしたいと、要望も含めましてお願いをしておきたいと思いません。

○中村博生委員長 要望とお願いですね。ほかにありませんか。

○池田和貴副委員長 くまもと「夢への架け橋」教育プランについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回これが議案に示されておりますが、この教育プランは就学されている子供さんだけではなくて、就学前、それと学校を卒業された後の教育も、すべてこの教育プランの中に入っているわけですか。教育基本法の改正に伴って、知事部局を含めて全体でつくる初めての教育プランであります。そこで2点お尋ねしたいと思います。

今回この冊子で出てきておりますが、これには当然、知事の意欲というか、そういったものが出てくると思うんですが、知事はどういうふうにごこの件について考えていらっしゃるのか。当然、事務局として教育委員会にこれは出されてこられたわけですが、その辺も伺っておられると思いますので、ちょっとお聞かせ願いたいと思いません。

それともう1点、先ほども申し上げましたように、これは学校教育だけではなくて、就学前、学校を卒業した後となっていくわけですが、この教育プランを進めていくに当たって、5年間ですけれども、当然、教育委員会だけで推進体制をするんじゃなくて、全庁あわせて推進体制をとっていかねばいけないと思うんですが、この教育プランができた後の、この教育プランを推進するに当たっての体制はどういうふうになっているのか、2点お伺いしたいと思います。

○吉村教育政策課長 まず知事の考え方をどう反映するかということですが、この冊子の1ページのところを書いてあります。計画策定の位置づけの中でまん中のところですが、これまでの教育改革大綱に配慮するとともに、今後のくまもと夢4カ年戦略の人づくりの部分ですけれども、こちらを採用させていただいているということですが。

それから18ページでございますけれども、今後の教育のあり方としまして生涯学習というのが非常に重要視されておまして、生まれたときから、生まれる前から教育はあるのかもしれませんが、そういった形で就学前あるいは就学した後も、言うならば亡くなるまで生涯学習というのは続くんですよ、そういう位置づけになっております。

それから、この計画の推進のことですが、これにつきましては17ページの方に政策の評価の実施と進捗管理ということですが、掲げておりますけれども、これはせんだっての代表質問でもお答えしたとおり、熊本県教育振興基本計画の推進委員会あるいはそういった推進会を外部から支えていただく人たちの委員会もあわせて設置していきたい、それによって進捗管理を図っていききたい、そういう位置づけをしております。

○池田和貴副委員長 はい、わかりました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 同じ「夢への架け橋」教育プランですけれども、生涯学習というのに非常に重点を置いて書いてございますが、これは余裕のある人は就労後も学習できると思いませんけれども、民間企業に勤めたり仕事のハードな人は、とても勉強する時間はないと思いません。

それから、生涯学習という言葉で、今、恵

まれた立場の年金をもらっている人たちが、俳句教室とか書道教室とかに通われて成果が上がっているという新聞記事なんかを読みますよね。ところが反面、農家の75歳とか80歳の人がトラクターに乗って事故で亡くなったとかいう記事も見ます。ですから、年金を十分もらって、1つの例として、今ここに教育委員会がおいでですが、御夫婦で学校の先生をして退職をされた、そういう方たちは今は年金を幾らぐらい夫婦でもらわれていますかね。

それから農業を、尋常小学校を出て60年、70年農業をやって、今そういう人たちが年金をどれぐらいもらわれておられるのか、そういうことをちょっとですね。農業はいいです、皆さんわからぬからですね。そして、そういうことを基本にして、生涯学習なんていう計画をお立てにならんと、恵まれた人たちだけが生涯学習をする、恵まれない人は死ぬまで働けと、私にはそういうふうに左の耳で聞こえるものですから、ちょっと意見を述べさせてもらいました。

人間は、いろんな立場の人がおりますね。もう生まれたときから金にまみれて、勉強ばっかりしたり学校にばかり行っても十分生活ができる人、中にはそうでない人がたくさんおられるわけですから。私はすべての人に当てはまるような、そういうプランをつくっていただきたいなと思って、ちょっと発言をさせていただきます。

教育長、何か所感を述べてください。その前に、御夫婦で30年か35年、先生をされた方が、どれぐらい年金をもらっておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。

今は60歳でやめられても、満額は65歳から……

○堤泰宏委員 満額を教えてください。

○藤本福利厚生課長 満額の場合は、1人年額300万弱……

○堤泰宏委員 夫婦で私は聞いています。

○藤本福利厚生課長 その2倍になります。

○堤泰宏委員 60万ですね。幸せですね。これは十分に勉強できますよ。

それがわかればいい。あとは教育長に「夢への架け橋」を。恵まれた人、恵まれない人を、どんなふうに平等化していきますか。

○山本教育長 今後の年金の話、いろんな福祉施策の話、いろいろあろうかと思っておりますけれども、この生涯学習というのは、我々行政の生涯学習を進める側からしますと、やっぱりそれぞれの立場立場の生活の中で、それぞれの場面場面で御本人さんたちがいろいろ学びたい、自分で勉強したい、いろいろしたいということをできるだけ吸い上げて、それに対応できるような仕組みを県全体として考えていかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。金を持っている人は、自分たちでどんどんできるし、金を持たぬ者は働きたいという、そういうことじゃなくて、働く人も働く中で、やっぱりそれぞれいろいろな機会等を通じて自分で働くこと以外に何かすることが、しようとする意欲があるとすれば、それをできるだけくみ上げて、そしてその人の夢がかなっていくような、そういった施策を県全体でやっていかなければいけないというふうに、一般論でございますけれども、そういうふうに思っております。

○堤泰宏委員 はい、わかりました。

○中村博生委員長 この計画は、平等を持つ

て作成されたと思いますけれども、何にしても格差はあるわけでありまして、その辺は堤先生も御理解いただいたということで……

○堤泰宏委員 対応して、改革案をひとつつくってください。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○倉重剛委員 ちょっと警察本部にお聞きしたいんですけども、振り込め詐欺に対する条例案を今度提出していただいた。

実は大変お恥ずかしい話なんだけれども、この報告では昨年で2億3,200万に上る被害があったということなんですけれども、これは他人事にしか我々は聞こえなかったんです。何で、こんなことに高齢者の方が引がかかるのかなと。現実的に直面したことがないものですから、新聞だとかそれから情報等によって、ああ、こういうことが横行しているんだなということを、被害者の方にも責任があるから、無知なのかという感覚を持ったことも事実ですね。

実は、大変なことが起きたんですよ。我が家に電話かかかったんです。これは家庭争議になったんです。なぜかという、女房が被害者なんです。女房に長男から電話がかかって、電話番号が変わったという知らせがあったんです。声がおかしいねと女房が言ったそうですよ。それから先の会話が、ぽっと途絶えておるわけですね。後で、そのことを子供たちと私たちの話が晩飯のときにあったときに、女房は責められたんです、何でもっと徹底的にやらなかったかと。女房は逆に我々からしかりを受けたわけですね。無知性を我々は問うたわけです。女房はものすごく怒って、私に3日間物を言わなかった。こういう状況だったんですね。

そのときに、後で知ったんですけども、長男は真和高校の出身なんです、真和高校

の名簿が漏れたということを見ましたので、ああ、こいつだなということがわかったんですね。そのときに、非常に戦々恐々としたのが、ただ単に金額の被害じゃなくて、そういうことで、家庭にそういう電話があったということで、家庭内部に何か犯罪者から目を向けられたということの恐怖感が正直言っておるわけですね。

だから、そういうことで条例がこうやってできますことは非常に素晴らしいことで、ぜひこれは徹底していただきたいと思いますが、具体的に周知徹底をどうやっておやりになるのか、どういう——例えば、正直言っているうちの女房も高齢者です。そこら辺まで納得また理解できるようなことを、どういう形で——一般の主婦ですから、わからないんですね。それから、正直言って、本人はまだ若いと思っていますから、老人会なんかに行きませんからね。それから自治会あたりにも参加しない。たまに我が党の自民党の関係だとかそういうことなんかには参加しますけれども、一般的な人との接触も少ないわけですね。こういう方々も含めて、今は被害防止のためにこういう条例ができるわけでしょうから、どういう周知徹底をやっつけていける、その作業過程等もできれば一般的に教えていただければありがたいかな。また、ぜひ徹底していただきたいということを、身をもって経験したからこそですね。若い人は別だけれども、そのうちに来ますよ。本当、びっくりしたんですよ。だから、非常に身近なものに感じます。いかがでしょうか。

○川崎生活安全部長 生活安全部長です。

今、倉重先生から御指摘がありましたように、被害者の方は何も悪くない、悪いのは犯人グループなわけです。ところが、電話がかかってまいりますとマインドコントロールされたみたいに思い込んでしまうというのが、この事案の特徴でございます。銀行窓口で銀

行員さんにとめられても、なかなかとまらずに振り込んでしまわれるという特殊な事件でございます。

そこで、先生から御質問がございました、この振り込め詐欺を防止するためにどうしたらいいか、その広報啓発活動を具体的にどうするかというお話でございますが、4月1日の施行に向けて上程中の案件でございますが、まずは成立しましたら新聞、テレビそれからチラシももう現につくっております。各家庭に配布する。それは警察だけではなくて県、自治体それから民生委員さん、保護司さん、老人会、婦人会、あらゆる方々の御協力を得ながら、各家庭を訪問して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。御指摘のとおり、各種会合にも出られない高齢者はたくさんいらっしゃいます。そういう方々へは、各家庭を訪問して周知させたい。そのために、雇用創出事業でありました訪問活動の方々に、チラシを持って犯罪に、振り込め詐欺被害に遭わないような、わかりやすいものをつくりまして、お話をしながらそのチラシをお配りして御説明していきたいと考えております。

倉重先生のところは、真和高校というようなお話がございました。2月中に真和高校に集中いたしました。被害額も、おれおれ詐欺だけで5,300万円ほどの被害がございまして、危機的な状況であるということで、真和高校の同窓会の役員のところに行きまして、ホームページそれからはがき、それを出していただいております。若干減少してまいりましたが、恐らく犯行グループは同窓会名簿あるいは卒業生名簿を持っているということが考えられますので、まだまだこれからも発生する可能性というのは非常に高いと思われまます。真和高校のみならず済々黉、西高、工業ということで、どんどん広がっている状況にございます。そのために、こちらの方からは学校あるいは同窓会にお願いしておるとこ

ろでございますけれども、やっぱり犯人側も、どうするかというのをまたさらに考えて、新手法の手口を見つけて犯行に及ぶということも考えられます。真和高校につきましては特に被害が多うございましたので、2月中、被害対象となる1,300軒の御自宅に、それぞれ交番、駐在所員が出向きまして御指導いたしておるところでございます。

今後も、定額給付金の詐欺も予想されます。それを含めまして、きめ細かな広報啓発活動を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○倉重剛委員 ぜひ頑張ってくださいですね。

それで、今くしくもおっしゃいましたけれども、考えてみますと、我々が小さいころは、教職員の担任の先生が家庭訪問をするような形で、地元の警察署員あたりがよくお見えになった経験がある。そこで人間関係、コミュニケーションができたということで非常に身近さを感じたんですね。そういう中で、やっぱり啓発できていくだろうと思うんですね。だから、今おっしゃったように、非常にきめ細かな対応をしていただきたい。だとするならば、予算関係をどこを見ていいかちょっとわからないけれども、この予算はどこに書いてありますか。どの程度の予算を組んでいるのかなと思って。

○吉村会計課長 先ほど本部長の方から説明しましたとおり、今回の報告案件の中には、今、生安部長の方から申し上げました訪問事業、経費は今回は計上されておられません。これは知事部局の方に一括した中で、緊急雇用施策の中に計上されておりますが、今ちょっと資料を用意しますけれども、総額で6,777万9,000円。これは新規雇用としまして40人を県警の臨時職員として雇用しまして、それから各地区に訪問させて、それから今の振り込め詐欺の問題とあわせて高齢者の交通事

故、これに巻き込まれないようにするにはどうするかといった指導を戸別にやっていく。顔を合わせながら、相手の理解度に応じながらきめ細かくやっていくというところがみそでございまして、これだけの予算が別途計上されております。

○倉重剛委員 ぜひ活用していただけますように。それから同時に、先ほども御説明があったけれども、交番、派出所の統廃合的な形で、私のところも白川校区と大江校区が合併するというようなお話が出ています。

実は昨日、ある会合があったので自治会長さんあたりが何人かいらっしゃったので、そのことを申し上げたら、まだ通達が行ってなかったみたいで非常に不安を感じています。

というのは、これも恥をかくようだけれども、白川校区というところは犯罪の非常に多いところなんです。地域柄そうじゃないような気がしますけれども、北署の管轄で非常に多い。例えば、かっぱらいだとか空き巣だとか、すごい犯罪の多いところだそうです。しかも御承知のとおり文教地域ですから、子供たちの被害それから交通事故も大変多いということで。そういうところの変化もありますので、ぜひひとつ、今、吉村課長がおっしゃったようにきめ細かな対応をしていただいて、これは県民総ぐるみでやろうという事業ですから、それに対して予算措置はちゃんとしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○池田和貴副委員長 関連して。先週でしたかゆっぴーのメール情報で、定額給付金の詐欺まがいの行為が出てきたというようなメールを受け取ったところではありますが、今後、定額給付金に関して、そういったものが出てくると思います。警察本部とすれば、この辺についてはどういうふうに……。この間出た

案件と、それから先に新たな手口が出ていたというようなことはないでしょうか。その辺をちょっとお聞かせください。

○川崎生活安全部長 生活安全部長です。

定額給付金に関しましては、これは自治体で手続が行われますが、各自治体に各警察署から出向きまして、定額給付金に関しましては、国民側からお金を出すようなことは絶対ないということで、給付金の手続のチラシがもう各家庭に配布されております。その中に、振り込め詐欺に遭わないようにというような項目を入れてほしいということで、各自治体をお願いしております。

また先週、八代署管内で20件ほど振り込めまがいの事案がっております。これは預金通帳それからキャッシュカード、これを見せしてほしい、これは金融事業でぜひ必要だからということで電話をして、実際に被害に遭っておられる方もいらっしゃいますけれども、これが新たな手口の事案でございまして、これは熊本だけではなくて佐賀、鹿児島というところで実際、預金通帳それからキャッシュカードをだまし取られたという事案が発生いたしております。1日で20件で、それ以後さらにというのはありませんでしたけれども、これも振り込め詐欺の一形態として警察では注意喚起をお願いするために、新聞、テレビを通じて広報いただいております。

そのほか、ポスト、それからエクスパックというのを御承知だろうと思います。500円で封筒を買いますと、その中に品物を入れて郵便ポストから送ることができるものを利用した振り込め詐欺も現に発生いたしております。300万～400万ですと十分にこの袋に入れて送れるということで、窓口に行かなくてもいい、これを利用させる手口の振り込め詐欺も発生いたしております。こういう状況でございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 この振り込め詐欺は、1人で電話して1人で通帳をつくって1人で下ろしに行くことはないはずですね。役割があると思うんですよね。これを簡単に、私はちょっと人づてに聞いたんですけれども、アルバイトみたいな感じで電話をかけたおろしに行ったりする例がある、それでその役割分担をちょっと分けていただいて、答えはいいですよ、その役割に応じてどれぐらいの刑事罰があるのか。例えば、電話をすると刑務所に行かなければいけぬのか、ただ金をおろしに行ったりすると刑務所に行かなくていいのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○徳永刑事部長 刑事部長でございます。今の御質問についてお話し申し上げますと、一般的に、これは詐欺でありますので、詐欺は10年以下という要件がございますので、例えばおろすにしても、そのお金を実行犯に渡すというようなことなどが行われれば、それは共犯ということで詐欺罪となります。

ところが、これ以外に助長犯というのがあります。どういったことかといいますと、生活安全部長からもちよっとお話がありましたように、携帯電話を利用するか、それから通帳を利用する、こういったものがあるわけですが、いずれも自分をわからないようにするために他人名義の口座を使うとか、他人名義の携帯電話を使うとか、そういったものがあるわけでありまして、そうしましたときに、自分の通帳を、例えば自分の通帳を振り込め詐欺のグループに売り渡すというようなことをしますと、犯罪による収益の移転防止に関する法律というようなものがございまして、

これだけでも犯罪になるわけです。他人名義の携帯電話等を利用するということになりますと、またこれも別の法律でありまして、いわゆる振り込め詐欺を助長する犯罪、そういったことをすることについても処罰されるんだということを、今、県民の方によくお知りおきいただくように、広報それから教養等も実施しております。

ある方が、実はネットを見ておったところが、いわゆるキャッシュカードとか通帳を2万円とか1万円を買いますというふうに言われたので、そのことを信用して、キャッシュカードとかそういったものを東京とかに送ったんです。ところが、そのお金が返ってこないからということで警察の方に、ちょっとあるところを経由して銀行に行って、実はキャッシュカードがなくなったとか通帳がなくなったとかいうふうにお届けになったところが、それは警察に届けておいた方がいいですよと言われて、警察の方に遺失届けを出したと。よくよく聞いてみると、そうではなかった。実は、お金をもらう約束で通帳、キャッシュカードをある人物に郵送されておったということになりまして、この方も犯罪になりますよということで検挙された。つまり、法律を知らないからといって処罰されないことはないというようなことでもありますので、そういったことで一般の方が犯罪に巻き込まれるというようなこともありますので、特に熊本の場合、実行犯グループは東京とか関東圏域にたくさんおるわけですが、そういった方々が熊本で逆に被害に遭われて処罰されるというようなことのないように、教養等も実施しておるところであります。

○堤泰宏委員 それで、こういうチラシですよ、逆に、例えば、ただ単に頼まれたからといって金をおろしに行った、ところが詐欺の共犯になりますよ、通帳を人に売ったりしたら、これも共犯ですと。そういうことを一

般人にもっと知らしめておいた方がいいと思いますね。軽い気持ちでやる人がおるような気がするんですよね。

○徳永刑事部長 確かに堤先生から御指摘がありますように、非常に軽い気持ちで犯罪に手を染めるという方がたくさんいらっしゃると思います。

先般、東京の方で実行犯グループを摘発いたしました。これは北海道とか警視庁で合同捜査をやりまして、2月だけで17名の実行犯グループを逮捕しております。

そんな中であったのが、1つの会社みたいな形で、普通の会社に行くみたいな形で行ったところが、電話をかけてだますというグループだった。ところが、行って携帯をかける人は、まさに会社みたいな感じで、月に30万とか50万とか、いわゆる売り上げといたしますか、だましたお金に応じて配分される。一番余計もらっておった人は100万もらっておった。タイムカードもありますし、まさに会社的なことで、ワンフロアを利用して、10数人でその詐欺をやっておったといったのが、東京で摘発されているということで、その首謀者は別としまして、入っていった人たちは、ある意味普通の会社じゃないのかなというふうな形で入っていったところが、実は詐欺会社だったというような実態も見られますので、この辺のところは警察庁とも打ち合わせながら、対応しながら広報・啓発活動を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○中村博生委員長 これは本当に身近になってきておりますので、他人事じゃなかと申すね。私の身内にもあっておりますけれども、これは学生らしきような話で、「そんな人はおらぬ」と言ったところが、「済みません」と言って切ったということです。本当に身近になっておりますので、県警におかれ

ましては大変だと思いますけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

それと、この啓発運動ですけれども、きょうは記者の人がたくさんおられますので、ただというわけにはいかぬだろうばってんですけど、一言載せてもらうと、一つのあれじゃないかなと思いますので、よろしく願いたします。

ほかには、ありませんか。はい濱田委員。

○濱田大造委員 ちょっと話が戻って申しわけないんですけど、「夢への架け橋」教育プランなんですけれども、この8ページからの第2章でちょっとお聞きしたいんですが、まず、この「夢への架け橋」プランというのは、これはだれを対象にお出しするののかというのと、それを明確にしておきたいというのと、例えば、この2章を読んでいたなら数値目標というのがかなり入っているんですが、例えば大学などへの進学率は、私も今回の質問でもさせていただいたんですが、平成23年に47%にすると。これは6%アップさせるというのはものすごい大変なことだとは思いますが、方法論というのが全く書かれていないんですけど、この辺どのように議員として認識すればいいのか、教えていただければ幸いなんです。

○吉村教育政策課長 最初に説明しましたときに、今回の基本理念のところの3本柱として家庭教育とそれから生涯学習と、それから社会全体で取り組むというようなことを申し上げました。これが対象にしておりますのは、県民すべての方ということです。だから、実際に教育を受ける方もありますけれども、その周辺で教育を助けていく方、あるいはさっきも話が出ました生涯学習を通して自分で勉強していく方、そういったすべての方が対象になっていくというふうに私たちは考えております。これは教育委員会だけでなく、知

事部局、警察、先ほど振り込め詐欺の話がありました。そういったものも含めて全体として教育を進めていくという話になってまいります。

それから大学進学率の話でございますけれども、これは直接は高校教育課の方で出された数字でございますけれども、現在の数値から見て、せめて1%ずつぐらい毎年上げていくというようなこと出された数値かと思っております。具体的には、先ほど予算のところ、重点的に13校ほど絞り込んで進学率を上げていきたい、教育の振興を図っていききたいという話があったと思っておりますけれども、そういったことを踏まえてパーセントの数値を上げていきたいということでございます。以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、議案第57号、第62号、第66号、第93号から第100号まで及び第108号について、一括して採決をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第57号、第62号、第66号、第93号から第100号まで及び第108号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号外11件については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続中の請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から第6号まで、請第21号及び請第26号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 6件の請願は、県立高校の再編整備等に関するものでございます。報告事項で用意しておりました資料を用いまして、状況を御説明させていただきたいと思っております。お手元の、県立高校の再編整備等という資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、地域意見交換会関係でございますが、12月17日に山都町関係の意見交換会、1月28日及び翌29日に定時制関係の意見交換会を実施しております。

次に、併設型中高一貫関係でございますが、1月11日に入学者選抜を実施いたしまして、宇土中学、八代中学それぞれ80名の入学予定者の決定をしております。

要望関係では、12月24日の上天草市議会の意見書を初め10件の要望等を受けております。

2ページをお願いいたします。

中段の教育委員会関係でございますが、3月3日の定例会におきまして、前期実施中期計画に沿って再編統合案件を実施することを議決しております。当日の委員会におきましては、今までの意見交換会にどのようにこたえてきたのか、町立高校としてやりたいと地元から言ってきたときはどうするのかとか、子供や保護者を中心に置いて考えなければならぬとか、これは小中学校ではなく、より専門性を問われる高校の再編ということを考えなければならぬなど、熱心な意見交換がなされました。

最後に、非常に重たい判断だが、次世代を担う子供たちのためには、教育環境の整備を進めていかなければならないという合意に至りまして、議決がなされております。

3ページ以降は、当日の教育委員会で配付した資料の一部を参考に添付しております。

4ページのみ、簡単に御説明させていただきます。

4ページの1ですけれども、平成16年に県

立高等学校教育整備推進協議会を設置いたしました。また、高校のあり方等について御検討いただきました。以来、2の18年7月の素案、3の平成19年5月の第2次素案、5の同年8月の計画案、7の10月の計画決定に至るまで、それぞれの段階で内容の見直しを図ってきたところでございます。

また、7の計画決定以降も、地域の方々は意見交換を行うとしておりまして、計画決定後も10回、計画決定までに60回と、合わせて70回の意見交換等を行っておるところでございます。

また、今後は学校名、制服、教育課程などの検討が必要となりますけれども、できるだけ地域の意見等を生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 最後の委員会でございますので、一言だけ。

先ほど、前期につきましては重たい判断をされたという、非常に苦渋の選択だったかもしれないけれども、今後、前期につきましては一応重たい判断として教育長も判断をされたわけでございますけれども、その一番懸念されている部分につきましては、やはり小学校、中学校はどんどん統廃合が進んでおりまして、余り小中については御意見等は——出てきているんでしょうけれども、もう小学校、私の中学校等はなくなってしまって、中学校そのものが統廃合になっているという現実でございますけれども、高校につきましてはやはり地域のシンボルでもありますし、文化、経済の、地域にとっては重点的な拠点と考えられますし、今後こういう前期の判断を踏まえられまして、これから中期、後期とい

う流れをつくっていかれるわけでございますけれども、その辺の重たい判断のもとに結論を下されまして、今後どういう反省と申しますか教訓を、受けとめをしておられるのかということと、これから次の計画に向けてどういう考え方で進んでいかれるのかということ、最後の委員会でございますので、教育長の考え方をお尋ねしておきたいと思っております。

○山本教育長 私は昨年4月に教育長になりましたから、この課題というのは私にとりましても非常に重たい課題でございました。ただ、私自身といたしましては、知事等の御意見もありましたけれども、とにかく地元には直接みずから出向いて行って、そして地域の意見をできるだけ聞くという、その姿勢のもとやってまいりました。その姿勢は、今も変わっておりません。

そして、その中で私どもの判断といたしましては、一昨年の10月に実施準備計画前期についてはもう決定いたしておると。ただ20年度、21年度の入学者の状況等を見て判断しようという話ということになって、そこまで、ある意味で私としての判断に対するフリーハンドは、私はそこしかなかったという前提のもとに今までいろいろやってまいりました。

ただ、とはいえ意見はしっかり聞きたい。その前期計画を実施する中で、さらにもっといい計画になるのであれば、それは話を聞いて反映させようということで、ずっとその間一貫してやってまいりました。そういう件に関しまして、私は決して自分自身の考え方はぶれておったとは思っておりません。それで一貫してやってきたと思っております。

したがって、今後の中期、後期にいたしましても、今から実施準備計画がまだ中期、後期についてはできておりませんので、それを中期については早速つくらなくてはいけないという状況でございます。

そういったことを踏まえ、私  
の関係地元に対するいろんな接し方として  
は、これまで同様に御意見等を伺う機会を  
できるだけつくりながら、しっかり話を聞いて  
やってまいりたいというふうに思っております。  
以上でございます。

○氷室雄一郎委員 今お話がございましたよ  
うに、これで終わりというわけではございま  
せんし、本当に地域の皆様も我々も悩んでい  
るわけでございますけれども、明確な理念と  
いいますか、本県の教育の振興という上から、  
大改革というのが大前提でございますので、  
それも考えていただきまして、これからしっ  
かりした取り組みをお願いしておきたい、こ  
のように意見を申し述べておきたいと思いま  
す。よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴副委員長 県立高校再編につきま  
しては、私たち自民党会派でも、住民の皆様  
方からさまざまな形で意見を聞いてまいりま  
した。そして平成19年度の代表質問の中でも  
あったように、やはり県立高校再編について  
は地域の皆さん方が納得した上でやってい  
ただくのが望ましいというふうに考えておりま  
した。しかし、先ほど教育長のお話にもござ  
いましたように、教育長としてもまた教育委  
員会の皆様方としてもいろいろお話をしてい  
ただいたわけですが、本日もなかなかその溝  
は埋まらずに、前期実施校の皆様方が県庁の  
方に来られているということでございます。

しかしながら、こういった少子化の流れの  
中で、また実施計画1年延ばしてみたときの  
志願者の数を見たときに、非常に厳しいもの  
があるんだろうというふうに思っております。  
私たちも対象校の先生方からもいろいろ  
お話を伺いましたし、また反対をされる方々  
からもお話を伺いました。また教育現場の皆

さん方からも、いろいろ話を伺いました。

そんな中で、やはりこの実施計画について  
はやっていかなければいけないというような  
会派としての結論に達しております。

それで、今回の実施に際しての決議を、ぜ  
ひこの委員会でさせていただきたいと思いま  
して、その決議案を提案させていただきたい  
というふうに思っております。

○中村博生委員長 ただいま池田副委員長か  
ら、県立高等学校再編整備等基本計画の実施  
に際しての決議案を委員会提出議案とする提  
案がございました。これは請願審査と大変関  
係が深い部分がございますので、本提案につ  
いてもここで質疑及び御意見をいただきたい  
と思います。

はい、配ってください。

(決議案文配付)

○中村博生委員長 それでは、提案者の池田  
副委員長に朗読していただきます。

○池田和貴副委員長 それでは、決議案を読  
ませていただきます。

「県立高等学校再編整備等基本計画」  
の実施に際しての決議案

県立高等学校の再編整備等については、  
平成19年10月に基本計画等が教育委員会に  
おいて決定されましたが、統廃合対象校の  
地元からの見直しを求める声等を受け、前  
期計画期間を1年間先延ばしし、その再  
編・統合案件については、平成20、21年度  
の入学者の状況等を見極めながら判断する  
とされた経緯がある。そのことを踏まえ、  
県議会としては、21年度の出願者数の確定  
までは、再編整備に関わる予算を承認せず、  
各地域の要望に沿って地元と県教育委員会  
の協議を促し、地域の取り組みに支障がで  
ないような環境をつくることに努めてきた  
ところである。しかし、地域によってはこ  
の計画の合意に達することができず、未だ

に反対する意見が出されている状況である。こうした中、3月3日の教育委員会では、平成20、21年度の入学者・出願者の状況等を踏まえ、前期の再編・統合案件についての最終判断が出されたところである。

少子化の著しい進行とそれに伴う学校の小規模化という状況の中で、次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境を確保していくためには、県立高等学校の再編整備等は避けて通れないと認識しているものの、再編・統合に関係する地域の声を聞く時に、教育の問題を越えて、過疎化、高齢化で疲弊している地域をどのように活性化していくかという観点からの取り組みが求められているところである。

また、教育環境をめぐる厳しい状況は、公立学校のみならず私立学校においても同様であり、歴史ある学校法人が合併により解散に追い込まれる等の厳しい状況が出始めているという現実もある。

よって、かかる状況にかんがみ、「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に当たって、下記の事項について強く求めるものである。

#### 記

- 1 再編整備の実施にあたっては、想定される諸課題に地元と真摯に協議するとともに、特に通学事情が悪化することがないよう地元関係者等と十分協議し、生徒の交通手段の確保に努めること。
- 2 統廃合の対象地域の活性化については、県行政全体で取り組むとともに、再編整備に伴う学校施設や跡地等の有効利用については地元の意向を十分に踏まえ、全庁をあげて最大限の努力をすること。
- 3 「県立高等学校再編整備等基本計画」に基づく中・後期の実施準備計画の策定においても、引き続き地域住民との意見交換を行い、地元の理解が得られるよう

努めるとともに、入学者が増えるといった状況の変化があれば、その時点で可能な限り柔軟な対応に努めること。

- 4 本県の厳しい財政事情を踏まえつつも、将来にわたって教育関係予算を維持・確保し、公私立間の保護者負担の是正等に配慮した予算編成に努めること。
- 以上、決議する。

以上が、決議案でございます。

○中村博生委員長 今朗読してもらいましたがけれども、何か御意見等ございましたら……。  
(発言する者なし)

○中村博生委員長 なければ、これで審議を終了いたします。

それでは、まず請願についての採決を行い、引き続き、ただいま提案がありました件について採決を行うことといたします。

継続、採択、不採択の考え方がありますが、請第1号についてはいかががいたしましょうか。

(「予算案を認めた以上は、やはり不採択かなというふうに思います」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という御意見がございますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第1号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第4号については、いかががいたしましょうか。

○濱田大造委員 同じ会派の紹介議員の方から、今後とも後期の日程がまだ確定してない

ですので、ぜひまだ審議してほしいという要望がっております。

○中村博生委員長 継続ということですか。

○濱田大造委員 はい。この提案の中にもありますとおり、柔軟に対応してほしいということもありますし、何とかならないでしょうかと。

○堤泰宏委員 今、副委員長から提案の、この決議案を最初に採択したら、これは全部答えが出るとじゃないですか。

○中村博生委員長 ただいま濱田委員から継続というお話もありましたけれども、これは予算審議が通っておりますので、不採択という声はございませんか。

(「請第1号も不採択だから、当然ながら請第4号も不採択ということでなければ理屈が合わないということで、不採択を提議します」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 濱田委員、納得していただけましたか。

○濱田大造委員 はい。

○中村博生委員長 それでは、不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第4号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、よって、請第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第5号についてはいかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第5号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第6号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第21号についてはいかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第21号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第21号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第26号についてはいかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第26号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、請第26号は不採択とすることに決定

いたしました。

それでは次に、池田副委員長から提案のありました決議案について採決したいと思いません。

「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議案を、本委員会提出議案として委員長名をもって議長あてに提出することについて、挙手によって採決いたします。

本提案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○中村博生委員長 挙手多数。本提案は可決することに決定いたしました。

(「委員長、全員一致じゃなかったですかね」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 わかりました。全会一致と認め、本提案は可決することに決定いたしました。

それでは、熊本県議会会議規則第14条第2項の規定に基づいて、本決議案を文教治安常任委員会として、委員長名をもって議長あて提出することにいたします。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会及び警察本部から5件の報告の申し出がっておりますが、報告事項①については付託議案等の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明及び質疑応答は省略いたします。

それでは、まず報告事項②社会科問題作成実施の経緯及び対応等について、説明をお願いいたします。木村義務教育課長。

○木村義務教育課長 義務教育課でございま

す。

報告事項②の社会科問題作成実施の経緯及び対応等について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

資料の1ページをよろしくお願ひいたします。

自主研究団体である熊本県中学校教育研究会社会科部会、一般的には県中社研と言われております。3ページに組織体制が載っております。

その県中社研が作成したテスト問題に、川辺川ダム賛否を問う問題、4ページに問題を掲示しております。この川辺川ダム問題の賛否を問う問題が出題されました。

人吉・球磨管内においては、地域を踏まえていない不適切な問題である、あるいは出題に特別な意図はなかったのかなどの意見が出されるなど、大きな問題となりました。

県教育委員会としましても、本県の状況また関係しておられる方々の心情を察したとき、不適切で配慮に欠ける問題だと考え、今後こういう事案が再発しないよう事実関係を十分把握し、市町村教育委員会と連携して、適切な教育活動がなされるよう指導の徹底に努めているところでございます。

さて、本問題の作成の意図につきましては、県教育委員会として、県中社研の会長、さらに作成者から直接事実確認をしたところ、川辺川ダム問題に関する県内の子供たちの関心を深めることを目的として作成されたということで、特別な意図はなく、地域や子供たちの実態等への配慮を欠いたことから生じたものでございます。

次に、2ページをごらんください。

本テストの課題としましては、作成した県中社研の問題と実施した学校の問題が挙げられます。

テストの問題作成上の課題としましては、学習指導要領を踏まえた問題作成がなされていないこと、地域や生徒の実態を踏まえ

た問題作成がなされていなかったこと、さまざまな視点からチェックする体制が確立されていないことなどが挙げられます。

また、テスト実施上の課題としましては、学校における十分なチェックがなされないまま実施されたことが挙げられます。

今回の事案では、教育の本質が問われる内容が多々含まれていることから、各学校においても本事案の課題を自校の課題として重く受けとめ、再発防止に取り組まなければならないものと考えているところでございます。

県教育委員会では、今後こういう事案が再発しないよう、本事案で明らかになった課題解決に向けて3月13日付で本事案を踏まえた通知も各学校に送付いたしました。さらに、熊本市を含む臨時指導課長会議を実施し、問題点を明らかにして、市町村教育委員会あるいは各学校における教育課程の管理、執行のあり方はもとより思考力等を身につけさせるための評価問題の質の向上など教育指導の改善等について指導したところでございます。

今後とも市町村教育委員会と連携を図り、管理職や教委等に対する研修等を通じて、指導の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○中村博生委員長 次に、報告事項③物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告について説明をお願いいたします。吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元に、物品調達等に関する不適正な事務処理に関する調査報告、教育委員会という冊子が配られているかと思えます。これに基づきまして、できるだけ簡潔に御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、今回、物品調達等外部調査委員会という組織をつくりま

したけれども、そちらの方からの提言がなされております。

段落の2番目でございますけれども、職員が自発的にそれから業者の方からも積極的に対応していただいた。ただ、残念ながら本県において県民の、県行政に対する信頼を大きく損なう事態、そういうのが見られた。特に、3段目でございますけれども、職員のコンプライアンス意識が希薄で、手続の効率化とか、私的流用ではないからいいとか、そういった甘い認識が見られたという話がありました。

全体的に見て悪質と言えるようなものはなかったけれども、不正経理の温床になるものであるから決して許されないのだという話がありました。また一部では、予算の立て方とか執行方法が膠着している面もあるという指摘もございました。

この報告書の最後の段でございますけれども、中間報告の内容に加えまして再発防止策、返還の方法、処分等についても言及されております。

特に、14日の委員会で先生方から話がありましたのは、そういう再発防止策をつくったにしても、これを動かすのは県職員であるから、県職員の意識改革その付近が、そういった不断的な努力が特に必要なんだという強い指摘がありました。

右の方が目次になっております。1、2、3、4でございますけれども、1と2は中間報告のときと変わっておりませんので省略させていただきます。

3、4の再発防止策でございますけれども、8ページをお願いいたします。再発防止策のすぐ下に、知事部局における調査結果からの参考引用としております。こちらに掲げております、特に真ん中の表でございますけれども、預け金の分析につきましては業者ごとに24件を分析したものが1から5に掲げてあります。それから差しかえの方につきましては、

分析可能な物品ごと669件について分析したものでございます。

共通してございますのが、物品検査の不徹底であるとか職員の公金意識の希薄さ、それから発注時の意思決定手続の不徹底というのが、両方に共通でございます。預け金の方につきましては、1番の予算の使い切り、それから4番の会計、物品調達規則等の知識不足、それから差し替えの方につきましては、3番目の財源不足、予算流用手続の制約、5番目の発注先業者の偏り、こういうことが上げられております。

こういった分析の結果をまとめましたが、10ページに3区分として11項目を上げてあります。

1番目が、職員の意識・知識の課題、こちらの方で項目として2つ、それから物品調達、物品管理システムの課題として6つの項目が挙げられております。それから3番目に、予算執行システムの課題として3つの項目が上げられております。

こういった11項目を上げられておりますので、これらの課題に対してどう対応するのかというのが、次の再発防止策になってまいります。

次の11ページから再発防止策がかなり詳しく、14ページまで続いております。

簡単に御説明申し上げます。

これも知事部局と歩調を合わせて、今後、県の教育委員会の方でも実施していくこととなります。上の網かけになっております第1から第4でございます。第1の方は、職員の意識改革のこと、それから第2は物品調達等のシステムの問題、第3番目が予算執行システムの問題でございます。

第4につけ加えてございますのが、物品調達の透明性を確保するというところで、情報公開であるとか内外のチェック機能の強化、こういったものを別途つけ加えてあります。

簡単に説明申し上げますと、1の職員の意

識改革、資質向上につきましては、公務員のコンプライアンス意識、そういったものの研修をきちっとやっていくという話、それから②としまして、適正な会計、物品管理事務を確保するための研修、これは出納局が中心になっていただくという話です。それから3番目の、会計事務、物品調達等に関するマニュアルの作成、これも出納局の方の分野になります。

それから④としまして、職員行動規範の策定を、教育委員会にはこれまでございませんでしたので、こういったものを考えております。

それから大きな2番の物品調達・物品管理システムの問題でございますけれども、①の適正な履行確認、それから②の集中購買手続の弾力化。

それから次の③、④、⑤、こちらが情報公開の拡大、それから物品納入業者との対応のルール化、それから物品納入業者に係る通報整備の創設とペナルティーの明確化、この3つが、先ほど第4のところでも申し上げました情報公開、物品調達の透明性を確保するという分野に入っております。

それから⑥のところ、物品の適正な管理、それから⑦の単価契約対象品目の見直し、これは、これまでも単価契約というのは制度としてあるわけでございますけれども、単価契約が项目的に十分でなかったというようなところから、見直しを図ることになっております。

それから13ページでございますけれども、購入伺いも今まで口頭でやることもあったということで、今後は書面による購入伺いを義務づける。それから⑨としましては、会計年度を越えて、さかのぼって入力するというシステムは原則できないようにするという仕組みでございます。

それから第3の予算執行システムにつきましては、これは財政課の範囲でございますけ

れども、備品購入費等の予備費的な予算措置を各部局の筆頭課に置くようにしたいという話でございます。

それから流用手段の弾力化と、歳出削減策から優遇措置、これは現在も制度としてあるわけでございますけれども、その付近また職員に浸透していなかったというところで、周知徹底を図っていききたいというふうに書いてございます。

それから4で、指導、検査、監査体制でございます。①の審査段階の現物確認、それから特に今回問題になりました地方支出機関でも会計事務に係る会計検査、こういったものについて出納局関係でしっかりやっていきたいという話。

それから、次の④から⑥までは監査委員事務局の話でございます。重点化した監査をやっていく、あるいは随時監査も取り入れていく、それから監査の専門性を確保したい、それから監査能力の向上を図っていききたいというようなことを掲げています。

それから、その他のところで、これは教育委員会の方で上げていることでございますけれども、内部通報における相談窓口を充実していきたい。それから懲戒処分の指針の改正、これはこれまではっきりこの物品調達等に関する不適正処理というのは、項目として上がっておりませんでしたので、これを追加して処分についても新たに考えていききたいと考えております。

それから国庫補助のあり方についての提案も、これは関係課すべてでやっていくということでございます。

15ページから16、18、19までは、今申し上げたことをわかりやすくまとめた表でございます。

次に、不適正な経理に係る職員からの返還金と職員の処遇の問題でございます。ちょっと説明の便宜上、職員の処分の方から説明させていただきますと思います。

23ページの方から見ていただきたいと思います。

今回、法令に基づき適正な手続きを遂行すべく求められている県職員に対する県民の負担や信頼を損なった行為であるということから、懲戒処分の指針その他、他県の事例等を考慮しながら処分を行うことにしております。

預け金と差しかえについては、手法や動機が類似しているということから、類型化して量定を考えていききたいと考えております。

それともう一方で、今回の不適正な事例が発生した背景として、職員全体に意識の甘さの問題があったということ、そういったことから服務監督者についても、その責任を重視して処分等を行いたいということでございます。

なお、個々の処分に当たりましては、自主申告とかその他いろいろ個別的な事情がございますので、そういったものも総合的に考慮して判断していききたいということでございます。

まず、教育長のところでございますけれども、ここは返還金を加味した上での問題でございますけれども、1カ月10分の1の給料削減ということを予定しております。

その他の職員につきましては、預け金とそれから差しかえの問題でございますけれども、預け金というのが、物品が納入される前にお金を払い出すというのはちょっと、差しかえが物品を納入した後に公金を支出するというのと、お金を先に出すのがちょっと、やっぱり段階としてはまずいのかなということで、預け金の方につきましてまず、基本的には戒告ということを考えているわけですが、さっき申し上げましたように自主申告とかその後の対応等を考えていまして、基本的には文書訓告ということで対応していきたい。それから差しかえにつきましては、1等を減ずるような形で、基本的には文書訓告で

ございますけれども、同じ事情から口頭訓告ということで対応していきたいと考えております。

それから教育委員会の事務職の幹部職に対しては、近く行われます教育委員会の中で幹部職に対して教育委員長の方から嚴重注意を行っていただくという予定にしております。

処分の方はこれでよろしいわけですが、では県が受けた損害、それに対してどういうふうに対応していくかという問題でございます。説明を早くするために、21ページから説明させていただきます。

21ページの上の方の箱の中に、損害を与えた割合の考え方とあります。物品調達を担当しています管理調達課の取得価格というのが最も適正な競争性が確保されているということ踏まえて、その落札率の平均と、それから教育委員会で預け金及び差しかえで取得した物品の定価との納入価格の割合の平均、その差額を一応損害として見ております。表にありますように、管理調達課の方の落札率の平均が76.8%、教育委員会の方が87.6%、その差が10.8%となります。この10.8%を損失基準額の方に掛けていくというのが、公用で使用したものとしては、そういう形で損害額を算定していきたい。

それから21ページの②のところは、公費で購入することが不適切だったもの、これはもともとがそういう全額損害だということで、全額を返還対象としています。

それから、その他のところで諸経費、今回の調査に伴って発生した諸経費も損害額に加える。

それから、先ほど説明しました不適正な損金等による県への損害額部分については、年利2%、複利計算で利息相当額を加えることにしております。2%にしました根拠については、下の括弧書きに書いてあるとおりでございます。

こういった一連の手続を経まして、右の職

員等の返還の総額のところが一覧表にしております。ここで一番下のところですべて計算していきますと、おおよそ120万円余が返還額という形になってまいります。

この返還額を、ではだれにどういう形で負担させるのかということでございますけれども、これにつきましては、申しわけありません、20ページの頭のところで説明させていただきます。

今回の公金の返還につきましては、県に損害を与えた、先ほどもちょっと120万ほどと申し上げましたが、その損害でございますけれども、その賠償的な性格あるいは県の信頼を損ねたという道義的な責任、そういったものから考えております。

考え方としては、本来その不適正な経理に直接関与した職員がすべき、それで足りるのじゃないかという意見もあろうかということでございますけれども、今回の不適正な経理というのは全体の約2割の所属で行われておいて、とても一部、特別な例外的なものじゃないと。それから、その背景として職員全体に意識の甘さがあった、そういうようなことから、すべての方に一応考えていただくということでございます。その上で、特にチェック機能を果たすべき職責を担っていた方あるいは同時に職員を指導する立場にあった者の責任、この付近はやっぱり重いと考えざるを得ないという判断をしております。

そういうことから、今回の公金の返還に当たっては、行政に当たっては金額は120万ということもございまして、そういうチェック機能を果たすべき立場にあった係長、班長さん以上の職員、それから県立学校にあっては校長さん及び事務長さん以上の職にある方について負担を求めていきたいというふうに考えております。その負担を一覧表にしましたのが、22ページの(3)の職員の負担という一覧表でございます。部長以下、事務長さんまでそれぞれランクごとに一応金額を出し

ております。

そのほか、退職者に対してどうするかという話でございますけれども、県の方で新しく校長会というのがございますので、こちらの方にできるだけ負担の協力をお願いしたいということで考えております。

今回の最終報告の考え方については、以上でございます。

○吉村会計課長 会計課でございます。

県警察におきます物品調達に関する不適正な事務処理事案の調査結果につきまして、お手元の資料に基づき御報告をさせていただきます。

先の本委員会におきまして中間報告をさせていただいたところですが、今回、物品調達等外部調査委員会からの提言等を受け、再発防止方策、返還金及び職員の処分等を含めた最終取りまとめを行いましたので、御報告させていただきます。

まず、資料の物品調達等外部調査委員会からの提言につきましては、先ほど教育委員会からの説明にあった内容と同じであります。

次に、資料の1ページから4ページまでの調査の概要及び調査結果の概要につきましては、さきの中間報告で報告させていただいた内容と変更がありませんので、割愛させていただきます。

それでは、資料の4ページ、5ページになりますが、県警察における再発防止方策及び職員からの返還金並びに職員の処分について御説明したいと思います。

まず再発防止についてでございますが、基本的には先ほど教育委員会からも説明のありました知事部局において策定された再発防止策に沿った施策の履行に努めることとしておりますが、より一層の適正経理を確保するという観点から、県警察におきましては次の施策に速やかに取り組むものとしております。

その1は、職員の資質の向上という観点か

ら、会計担当職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、管理監督の立場にある所属長等の幹部に対する教育を徹底し、会計経理に対する意識の向上を図るものです。

その2は、会計監査室によるいわゆる抜き打ち監査を含めた随時監査の強化等により、再発防止機能の強化を図るものであります。

次に、返還金についてであります。返還すべき金額につきましては、知事部局等と同様の方法により算出しておりますが、まとめて購入した場合の平均入札率を想定したもので、金額は1万1,919円となっております。

この返還金についてであります。本事業は当時の担当者のみずからの判断で行ったものではありませんが、本事業を防止するチェック機能が十分果たせなかったという管理監督の責任も認めないところでもあります。このため、返還金については、本来この事案にかかわった担当者や当時の上司にも相応の返還をさせるべきところではあります。当時の上司が既に全員退職していること、担当者1人に責めを帰すべきことではないこと、及び不適正な事務処理の件数、金額等を総合的に判断し、警察本部長が管理監督の立場にある職員の最高責任者として返還することとしたものであります。

最後に、職員の処分等につきましては、警察としての懲戒処分の指針等に基づき適正に行っていくこととしております。以上でございます。

○中村博生委員長 次に、報告事項④第81号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。由解学校人事課長。

○由解学校人事課長 文教治安常任委員会説明資料の73ページをお願いいたします。

議案名でございますけれども、熊本県手数料条例の一部を改正する条例でございます。

内容は、教員の免許更新に係る新たな手続が発生したことに伴いまして、申請手数料等を整備するものでございます。

まず、熊本県手数料条例の一部改正の説明に入ります前に、教員免許更新制の概要等につきまして簡単に御説明させていただきます。

資料の79ページをお願いいたします。

要因といたしまして、定期的に最新の知識、技能の習得を図ることを目的に、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されたところでございます。

その概要でございますけれども、1の(1)でございます。平成21年4月1日以降に取得いたしました教員免許状に10年間の有効期間が定められることとなります。

(2)でございますけれども、免許状の有効期間を更新するために、30時間以上の免許状更新講習の課程を終了することが必要となるものでございます。

なお、校長など教員を指導する立場にある者あるいは優秀教員表彰を受賞した者につきましては、更新講習の受講が免除されることとなります。

(3)でございますけれども、この制度につきましては現職の教員にも適用されるということになっております。

次の2の免許状更新講習でございますけれども、(1)講習を開設できるものとしまして、大学等が文部科学大臣の認定を受けまして開設することとなっております。

本県では熊本大学、県立大学など8つの大学が認定を受けておるところでございます。

(2)の講習の内容でございますけれども、必修領域12時間以上、選択領域18時間以上、合計30時間以上の課程を受ける必要がございます。

以上が、免許更新制度の主な概要でございます。

73ページにお戻りいただけますでしょう

か。

改正条例の内容でございます。2の内容の(1)の新たな申請手数料といたしまして、アの有効期間の更新、またウ、エの旧免許状の更新講習の修了確認、またカの更新講習の受講免除につきましては3,300円、イの有効期間の延長や、またオの旧免許状の修了確認期限の延期などにつきましては1,700円としておるところでございます。

なお、金額につきましては、九州各県同額となる見込みでございます。

施行日につきましては、平成21年4月1日となっておりますけれども、一部には条例の公布の日から施行するものがございます。

この条例につきましては、一括して総務常任委員会において審議されることとなっておりますけれども、教育委員会に関する部分という形で御報告させていただきました。

以上でございます。

○中村博生委員長 次に警察本部から、報告事項④と⑤第91号議案熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。新藤交通企画課長。

○新藤交通企画課長 交通企画課でございます。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定及び熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に資料を配付しておりますので、これに基づき御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例第2条第623号の12に規定します、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に基づく自動車運転代行業の認定申請に伴う審査手数料を、1万6,000円から1万3,000円に改正するものであります。

これは地方分権計画に基づき、原則として

3年ごとに行われます地方公共団体の手数料の表示に関する政令に定める手数料標準額の見直しが関係省庁を通じて検討が行われ、自動車運転代行業を営もうとするものの法人による申請が減少し、関係機関への調査照会等に要する負担が軽減されたことにより、自動車運転代行業の認定申請に対する審査手数料が引き下げられたことから、改正が必要となったものであります。この改正は、認定審査手数料の額の改正であり、熊本県収入証紙条例の改正は必要としておりません。

なお、施行日は4月1日を予定しております。

次に、3ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例第2条第401号の条文から、道路交通法第77条第1項の各号及び県規則の引用部分を削除するものであります。この規定は、道路使用許可の申請手数料を内容としているもので、この条例では原則として下位の規定である県規則を引用しておりませんので、表現の統一を図るため、県規則の引用部分などを削除し、根拠規定である道路交通法の規定のみの表現としたものであります。単に表現の統一を図るための改正であり、他の条例への波及はありません。

なお、施行日は公布の日を予定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例第2条第405号の2に規定します道路交通法第97条の2第1項第3号イ、または第101号の4第2項に基づく認知機能検査に伴う認知機能検査手数料650円と、同条第405号の3に規定します認知機能検査員講習手数料、講習1時間につき700円の2件を新設するものと、手数料条例第2条第414号の2に規定します道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく特定任意高齢者講習手数料を1,400円から1,500円に改正するものなど、お手元の資料に記載しております5件の手数料を改正するものであります。

これは平成19年6月20日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により新設された、75歳以上の運転者に対する認知機能検査の導入が6月1日に施行されることに伴い、認知機能検査に関連するそれぞれの手数料の改正が必要となったものであります。

なお、施行日は認知機能検査員講習手数料については4月1日、それ以外は6月1日を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

先に御説明しましたとおり、認知機能検査手数料及び認知機能検査員講習手数料が新設されることから、熊本県収入証紙条例の一部改正が必要となったものであります。

なお、施行日は認知機能検査員講習手数料が4月1日を、認知機能検査手数料が6月1日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○中村博生委員長 以上で、報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

その他に入ります。何かありませんか。

○倉重剛委員 実は昨日、自民党県連主催により来年度の国家予算の説明並びに意見交換というのを、早朝からやりました。

そこで非常にいい意見が出ていたので、お知らせをしておきたいなと実は思うんですけども、先ほどから教育委員会、高校再編の問題等々いろいろございますけれども、少子高齢化それから財政難ということで、いろいろな形の社会現象というのがやっぱり、こうやって高校再編までせざるを得ないという状況下にあって、我々も苦しい立場にあるわけですけども、先ほど全員一致で基本計画の実施に対しての決議文というのをやらせてい

ただいたということで、紹介議員もある程度それで面目を施されたかなという感じもするんですけども。

そこで、益城町の町長の住永さんが、なかなかいい意見を言っておるんですよ。というのは、ちょっと調べさせてもらったら、今、町の年少人口が15%激減しているそうですね。それで高齢化率が全体で約22%、非常に少子高齢化ということの現状があるというわけです。何とかせないかぬと。実は本来の説明は熊本市との合併問題、政令都市問題に対する、それに関連してのことだったんですけども、しかしながら、児童減少をどうやって図るかということで、町が職員宿舎を購入して、そして小学生のいらっしゃる方々に募集をしたんだって。それが数字がすごいんですよ。募集がいわゆる9世帯の募集に対して38世帯の応募があったということで、現実的には転入小学生が15人増加になったという、これは珍しい事例なんですね。

だから、地域地域では、そういう努力もしていらっしゃるという状況下を踏まえて、やっぱり今後の教育問題というのはそういう面からでもサポートすべきものはサポートしていくべきじゃないかなということを強く感じました。私は、いい事例の発表だったと思うんですけどね。

ぜひ教育長関係におかれましても、この実情をよく把握していただいて、どういうシステム下でどういうことをやったのかと、いいことはひとつ見習っていただきたい、そして現状の熊本の教育の向上にぜひ頑張っていたきたいなということを強く感じましたので、御披露方ぜひ調査をしておいていただきたいなということを申し上げておきたいというふうに思います。

したがって、それがきょう決議いただいた、例えば状況の変化を踏まえて見直すということがあり得ると、我々先ほどここで決議したわけですから、その趣旨に沿ってぜひそ

う事例もよく勉強していただきたいということをしつぱいしたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

○中村博生委員長 要望でいいですね。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、陳情書等が何件か提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時54分閉会

○中村博生委員長 なお、きょうが最後の委員会ということで、私より一言ごあいさつをさせていただければと思います。

長時間にわたり、お疲れさまでございました。この1年間、各委員の先生方の御指導・御協力によりまして、池田副委員長と円滑な委員会運営をしてきたつもりであります。

委員の皆さん方におかれましては、終始熱心な御審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、教育委員会山本教育長、警察本部横内本部長を初め執行部の皆さん方には大変御協力いただきまして、本当に心から御礼申し上げる次第でございます。

この1年間を振り返りますと、教育委員会関係では高校再編の問題が一番であったろうと思います。いろんな議論を交わされた中で、教育長が各地の意見交換会に出席していただいて、再編整備計画に基づいて一步一步着実に再編統合に向かって進んでいるかというふうに認識しているところでございます。

本委員会でも、各委員の先生方から再三要望もありましたとおり、そしてまた今回提出することになりました決議案についても、今

後も再編統合に伴う新校の開設予定時期まで、さらに地域の方々と意見交換をしながら、よりよい再編整備を進めていただきたいというふうに、お願いするところでございます。

そしてまた、「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」については、今後、本計画に基づいて本県の教育のさまざまな課題を解決し、新たな要請にも十分に対応していただくよう、あわせてお願いいたします。

警察本部関係につきましても、安全で安心に暮らせる熊本県を確立するために、各種施策に取り組んでおられますことに対しましても、本当にありがたいというふうに思っております。

その結果、犯罪や交通事故等減少という、本当に目に見える結果を出していただいております。この間においても、県警の皆さん方の懸命な御努力のおかげであるというふうに、御礼申し上げる次第でございます。

今回、県民を振り込め詐欺から守る条例議案が提出されておりますけれども、今後こういった振り込め詐欺被害がどんどん大きくなっていくというふうに思っておりますけれども、この治安情勢はますます本当に悪くなるという厳しいものがあるかと思っておりますけれども、今後もこの対策については、引き続き安全・安心くまもと実現計画に基づいて、治安回復に各種警察活動に強力に進めていただければというふうに思っております。

また、委員会の管外視察についても、個性ある中高一貫校、そしてまた集中留置施設等、先進的な学校施設を視察させていただきまして、本当に委員会としても今後の県内における、特に高校再編も含めまして、新熊本東警察署も控えておりますので、十分にこの視察のことで反映していただけるものというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

県財政、大変厳しい中でございますけれども、世界的な不況とよく言われますが、県財

政をも直撃しております。まだまだ先が見えない状況でありますけれども、不適正な経理処理の問題も発覚しましたけれども、教育委員会、警察本部とも今回の件を真摯に受けとめておられるようでございますので、今後ともさらなるそれぞれの教育委員会、警察本部としてのこれを確立していただければ、私はこういったことは2度と繰り返されないといいように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、委員の先生方そしてまた執行部の皆さん方のますますの御健勝・御活躍を御祈念申し上げまして、簡単でございますけれども御礼のごあいさつにかえさせていただきますと思います。

1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

午後1時0分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長